

令和 4 年度～

幼稚園・認定こども園／小・中学校教育指導方針

生きる力 共に生きる力を はぐくむ教育



夢と志を持ち、
未来を創るよっかいちの子ども

四日市市教育委員会



「生きる力」「共に生きる力」を育む



第4次四日市市学校教育ビジョンの具現をめざして

グローバル化の進展、共生社会の実現に向けた取組等をはじめ、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた取組や、持続可能な社会を実現するための開発目標（SDGs）に対する取組等の新たな動きに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やこれまでにない頻度の大規模災害など、教育を取り巻く状況は急速に変化しています。

このような予測困難な社会の変化の中で、学校教育においては、これからの社会を生き抜いていく子どもたちが、自分の良さや可能性を伸ばしながら、多様な人々と共に変化を乗り越え、社会の一員として、豊かで充実した人生を送ることができるよう基盤を築く必要があります。学校教育は、その基盤となる「ひとづくり」そのものです。私たち教職員は、その育成に向け、日々の授業改善や様々な活動を仕組む中で、子どもをていねいに見取るとともに、教員の指導方法の見直しを図り、子どもの学び全体が深化するよう取り組む必要があります。

つまり、子どもが「何を理解しているか・何ができるか（生きて働く『知識・技能』の習得）」「理解していること・できることをどう使うか（『思考力、判断力、表現力等』の育成）」、そして、「どのように地域・社会や世界と関わり、よりよい人生を送るのか（学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力、人間性等』の涵養）」という学校教育において重視すべき三要素を、各教科等でバランスよく育むとともに、教科等横断的な学びや連続性・系統性を重視した教育の充実を図り、子どもの発達に応じて、実生活・実社会の様々な場面で活用できる汎用的な能力に結びつけていく取組を進める必要があります。

さらに、学校では、国のGIGAスクール構想により児童生徒1人1台学習者用タブレット端末や高速大容量通信環境整備など、ICT環境の急速な整備が行われています。また、教職員の業務の精選や長時間勤務の実態改善など、教職員の働き方改革についても急務となっています。

本方針では、こういった視点を大切にしながら、「第4次四日市市学校教育ビジョン」に掲げる子どもの姿の実現に向け、具体的な方向性を示します。



◆ 四日市市の教育理念を実現するために「第4次四日市市学校教育ビジョン」

本市の教育理念を示した「四日市市教育大綱」が令和3年度に改訂され、その理念に基づき、本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として「第4次四日市市学校教育ビジョン」（令和4年度～8年度）を策定しました。ビジョンの策定にあたっては、予測困難な時代の中で、その変化に合わせながら「生きる力」「共に生きる力」を育むことを目指し、次の2つの考え方を大切にしています。

コロナ禍での教訓を踏まえた、誰一人取り残さない“学びの保障”

これからの社会を生き抜くための“非認知能力の育成”

子どもが将来生きていく社会は、私たち一人一人、そして社会全体が、答えのない問いにどう立ち向かうのか問われるとともに、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に論議し、納得解を生み出すことなど、まさに新学習指導要領で育成を目指す資質・能力が、一層強く求められています。

本市では、これまで「社会人になっても通用する問題解決能力」「社会でよりよく生きるための基盤となる、豊かな人間性やコミュニケーション能力」「生涯を通して心身ともに健康な生活を送るための基盤となる、健康・体力」の育成を大切にしてきました。これらに加えて、これからの社会を切り拓いていくために必要な「学習や生活の基盤となる言語能力」「情報社会に主体的に参画する情報活用能力」を身に付けることで、社会の一員として、豊かで充実した人生を送ることができるよう自分の良さや可能性を認識しながら、多様な人々と共に変化を乗り越えていく「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」の育成を目指します。



令和4年度～ 四日市市学校教育指導方針 目次

学校教育ビジョン 基本目標1

I 確かな学力の定着

P1～20

- | | | |
|---|----------------------|--------|
| 1 | 主体的・対話的で深い学びの実現 | P2～7 |
| 2 | I C T活用による情報活用能力の育成 | P8～9 |
| 3 | 言語活動の充実による読解力・表現力の育成 | P10～12 |
| 4 | 筋道立てて説明できる論理的思考力の育成 | P13～15 |
| 5 | 英語コミュニケーション能力の育成 | P16～17 |
| 6 | 就学前教育の充実 | P18～20 |

学校教育ビジョン 基本目標2

II こころとからだの 健全な育成

P21～32

- | | | |
|---|------------|--------|
| 1 | 人権教育の充実 | P22～25 |
| 2 | 道徳教育の充実 | P26～27 |
| 3 | 読書活動の充実 | P28 |
| 4 | 体力・運動能力の向上 | P29～30 |
| 5 | 健康教育の推進 | P31 |
| 6 | 食育の推進 | P32 |

学校教育ビジョン 基本目標3

III よりよい未来社会を 創造する力の育成

P33～42

- | | | |
|---|------------------|--------|
| 1 | キャリア教育の充実 | P34～36 |
| 2 | 四日市の資源を生かした教育の推進 | P37 |
| 3 | 持続可能な社会を目指す教育の充実 | P38 |
| 4 | 防災・安全教育の推進 | P39～40 |
| 5 | 現代的な諸課題に対応する教育 | P41～42 |

学校教育ビジョン 基本目標4

IV 全ての子どもの能力を 伸ばす教育の実現

P43～51

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| 1 | 特別支援教育の充実 | P44～48 |
| 2 | 日本語指導が必要な子どもへの指導の充実 | P49 |
| 3 | 不登校児童生徒への支援 | P50～51 |

学校教育ビジョン 基本目標5

V 学校教育力の向上

P52～63

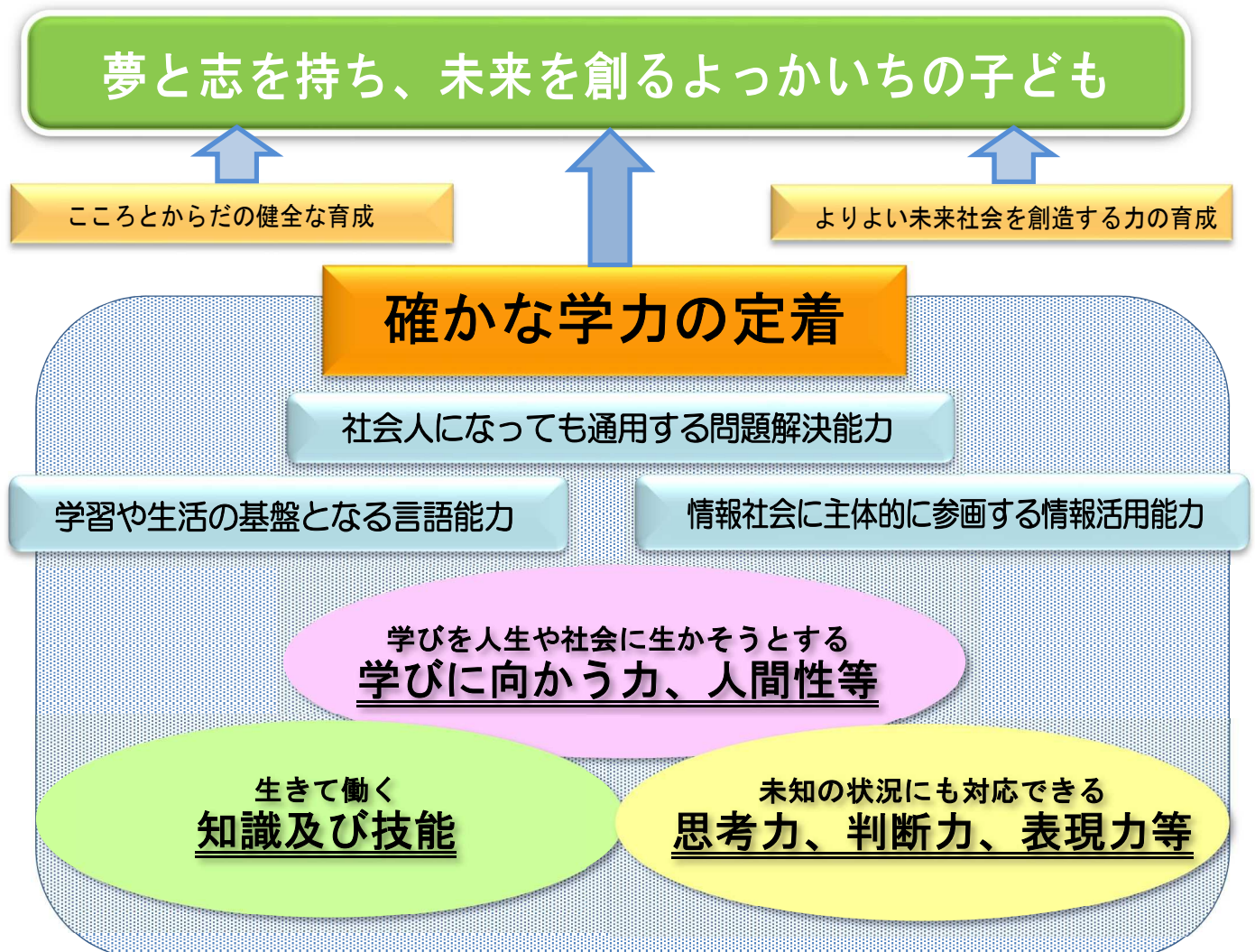
- | | | |
|---|--------------|--------|
| 1 | 学校経営の充実 | P53 |
| 2 | 生徒指導の充実 | P54～58 |
| 3 | 学びの一体化の推進 | P59 |
| 4 | 地域と協働した学校づくり | P60～61 |
| 5 | 教職員の資質・能力の向上 | P62～63 |

確かな学力の定着

これからの教育は、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する「確かな学力」を、子どもたちに確実に身に付けさせることが求められています。

そのために、生涯にわたって学習する基盤が培われるよう、基礎的な「知識及び技能」を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」を育み、「学びに向かう力、人間性等」を養います。

さらに、問題解決能力、言語能力、情報活用能力といった教科等横断的に育む力について、全教育活動を通じて育成することで、本市の目指す「夢と志を持ち、未来を創るよっかいちの子ども」を育てます。



1 「主体的・対話的で深い学び」の実現

子どもたちが、学習内容を人生や社会のあり方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、適切に教育課程を編成し、各教科等の学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質的向上を図る「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

（１）問題解決的な授業づくり

① 各教科等における資質・能力の育成

- 子どもに「何ができるようになるか」という新しい時代に必要となる資質・能力を育成するために、「何を学ぶか」という学習内容と「どのように学ぶか」（主体的・対話的で深い学び）という学びの過程を組み立てる。各教科等で以下の資質・能力の3つの柱について、相互に関連させながら育成する。

学びに向かう力、人間性等

自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する「メタ認知」に関わる力など、子どもたちがよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくために必要な力や、リーダーシップ、チームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く涵養を図る。

知識及び技能

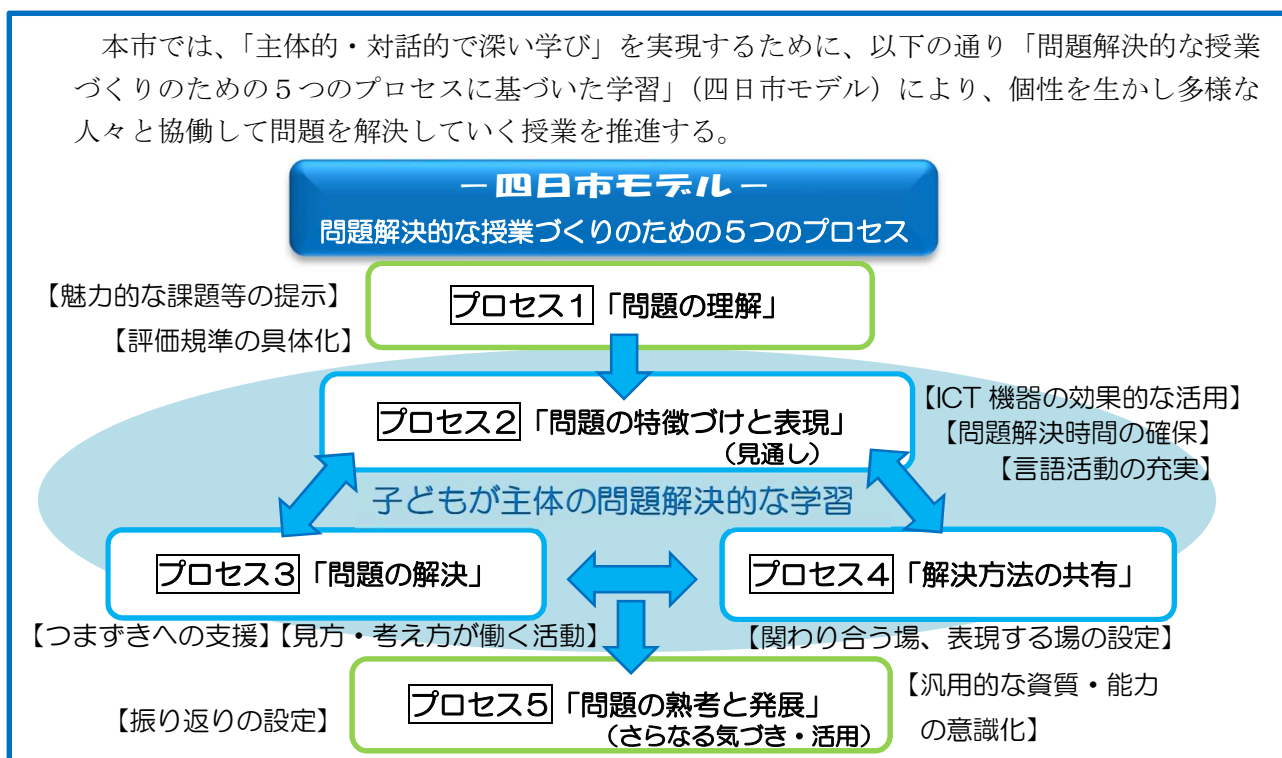
「知識」は、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが大切である。「技能」についても、既得の技能等と関連付け、他の学習や生活場面でも活用できるように習得させる。

思考力、判断力、表現力等

「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力である。「問題発見・解決につなげていく過程」、「多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程」、「意味や価値を創造していく過程」といった3つの過程を大切にしてい、各教科等の内容に合わせて育成していく。

- 教科等において育成する資質・能力、全国学力・学習状況調査の分析等を基にした子どもの実態、単元のねらいや教材の特性などを踏まえ、子どもの具体的な学びの姿を考えながら「主体的・対話的で深い学び」となるよう適切な指導計画を構築する。

本市では、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、以下の通り「問題解決的な授業づくりのための5つのプロセスに基づいた学習」（四日市モデル）により、個性を生かし多様な人々と協働して問題を解決していく授業を推進する。



- ・ 1回の授業で全ての学びを実現させるのではなく、単元や題材など 内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこにするか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、子どもが考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるかを考えて、指導計画を立案する。
- ・ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、子どもたちが各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせて、資質・能力を確実に身に付けていけるようにする。
- ・ 単元や題材などを見通した学習を行うに当たり、基礎となるような「知識及び技能」の習得に課題がある場合は、その「知識及び技能」について確実な習得を図る。
- ・ 授業と家庭の連携を図り、宿題や予習・復習などの学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりすることで、確かな学力の定着につなげる。

② 学習の基盤となる資質・能力等の育成

- ・ 各学校においては、教科等の目標や内容を見通し、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力について、教科等横断的な学習を充実させることで、その資質・能力の涵養を図る。

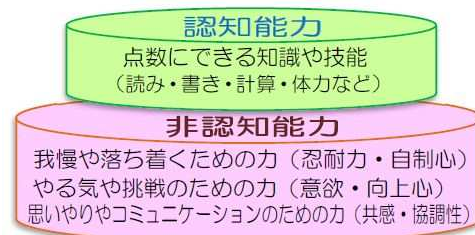
※現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力はⅢ章5項で記述する。

言語能力	・ 言葉の働きや役割に関する理解、言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け、言葉の使い方に関する理解と使い分け、言語文化に関する理解等 ・ 情報を理解したり、文章や発話により表現したりするための力 ・ 言葉を通じて、社会や文化を創造しようとする態度、自分のものの見方や考え方を広げ深めようとする態度、集団としての考えを発展・深化させようとする態度、心を豊かにしようとする態度等
情報活用能力	・ 学習活動において必要に応じて情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりすることができる力 ・ 情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等
問題発見・解決能力	・ 各教科等における問題の発見・解決に必要な力、各教科等で身に付けた力を統合的に活用する力等

- ・ 中学校3年生にリテラス論理言語力検定を位置付け、検定に向けた計画的な取組を行う。

③ 非認知能力（社会情動的スキル）の育成

- ・ 認知能力（点数化することができる力）の土台となる「非認知能力」（点数化が難しい力）について、全ての教育活動を通じて涵養を図る。
- ・ 非認知能力は、学びに向かう力、人間性等の育成に欠かせない力であり、キャリア教育とも関連させて、自分が意識して伸ばす能力を見つけさせ、意図的・計画的・系統的に育成していく。



(キャリア教育 P34・35・36 参照)

(2) 指導方法・指導体制の工夫

子どもの習熟の程度や興味・関心に応じた指導を通して、基礎・基本の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」を充実させ、一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな教育を目指す。

① 効果的な少人数指導の進め方

- ・ 教育課程等を工夫し、学校全体で組織的に取り組むことのできる体制を整備する。
- ・ 育成する資質・能力や子どもの実態等に合わせ、学級全体での指導と少人数指導(習熟度別、ティーム・ティーチング等)を単元計画に効果的に位置付ける。

I 確かな学力の定着

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 1-①〉

- ・ 指導に関わる全ての教員で単元や授業のねらいを確認するとともに、課題、発問、板書、教材、役割分担などについて共通理解をして単元を進める。
- ・ 一人一人の学習の状況を把握し、指導に関わる全ての教員で共通理解や指導改善を図りながら単元を進める。
- ・ ねらいや学習内容等を考慮し、以下のように学習形態を工夫する。

《少人数指導の留意点等》

【習熟度別】	【テーマ別】
・ 優越感や劣等感を生じさせないこと、同じ集団でも一人一人のつまづきが違うことなどを理解し、個に応じた指導を行う。 ・ 子どもや保護者にコースガイダンスを十分行い、そのねらいについて理解を求め、適切な集団を選択させる。	・ 学習意欲を高めるため、子どもの興味・関心に合わせたテーマを選択させる。 ・ 自分なりに調べたり、まとめたりするなど、個に応じた学習を展開できるようにする。 ・ テーマ別に学んでいることを生かし、必然性のある聞き合いを設定する。
【チーム・ティーチング】	【同質集団】
・ 習熟に差が生じていない場面、単元・授業の導入場面、基本的な内容を学習する場面、作業的な学習活動を行う場面等で効果的である。 ・ グループに分かれて課題解決に取り組ませることで、話し合いにより、多様な考えに触れ、自分の考えを深めることができるようにする。	・ 学級を機械的に分けることになるため、学級全体での指導やチーム・ティーチングと同様に、個人差が生じることが多いが、その「個人差」を生かして学び合わせる。

② 小学校高学年における一部教科担任制の推進

- ・ 各教科等の学習が高度化する小学校高学年において、外国語、理科、算数及び体育などを中心に、一部教科担任制を取り入れる。
- ・ 従前の少人数指導や担任等の交換授業等とも関連させて授業の質の向上を図り、子ども一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上や充実した学びにつなげる。
- ・ 複数教員による多面的な児童理解を通して、子どもの不安感への気づきや様々な角度からのアプローチ（指導）によって子どもの心の安定を図り、学習意欲の向上につなげる。
- ・ 複数の教員が関わることで、子どもに様々な価値観に触れさせる。
- ・ 小中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続を図る。

③ 個に応じた指導の充実（「個別最適な学び」）

- ・ 子どもが自己調整をしながら学習を進め、各教科等における資質・能力を確実に身に付けることができるように、「指導の個別化」と「学習の個性化」を進める。

指導の個別化	支援の必要な子どもに重点的な指導を行うなど、効果的な指導の実現や、一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う。
学習の個性化	様々な体験活動から得た子どもの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する。

- ・ 「個別最適な学び」が孤立した学びにならないよう、協働的な学びと一体的に充実させ、授業改善につなげる。

- ・ 子どもや学校の実態に応じて、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることなどにより、個に応じた指導の充実を図る。また、その際にはＩＣＴ機器を活用した学習等を効果的に組み合わせて指導する。

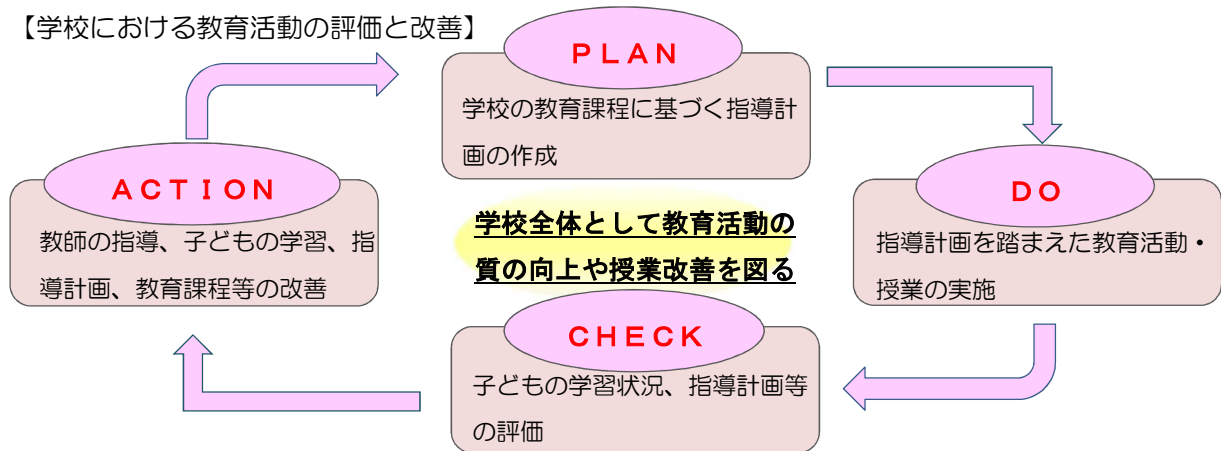
（３）指導と評価の一体化

① 学習評価の意義等

学習評価は、学校の教育活動に関し、子どもの学習状況を評価するものである。「子どもにどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子どもが自らの学習を振り返って次の学習に向かえるようにすることが大切である。

そのため、各学校は日々の授業の下で子どもの学習状況を評価し、その結果を子どもの学習の改善や教員の指導の改善、学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていく。

【学校における教育活動の評価と改善】

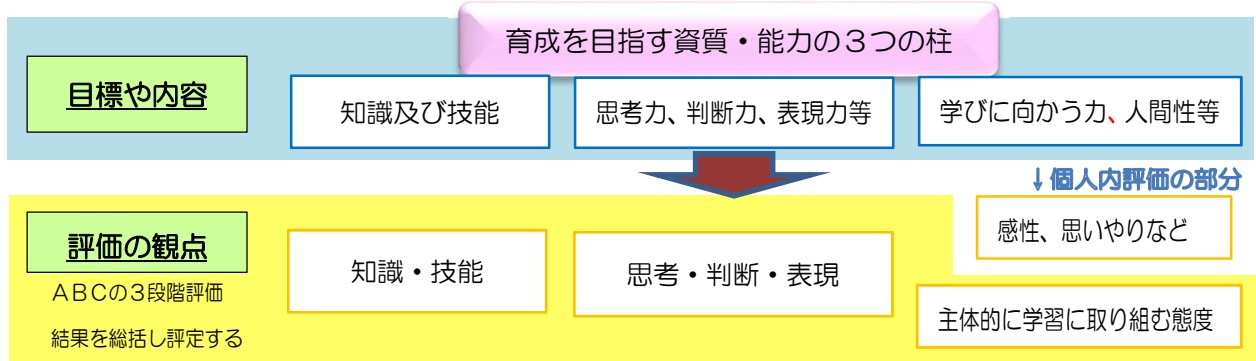


日々の授業において、教員は「目標とする資質・能力が身に付いているか」（目標に準拠した評価）を見取る。そのため、「主体的・対話的で深い学び」の実現により、子どもの学習状況等を適切に捉え、次の２つの改善に生かすことが求められる。

- ◆ 期待する子どもの姿が見られなかった場合は、教員はその要因を整理し、目標の実現やつまずきの解消に向けて次の指導に生かすこと。（授業改善）
- ◆ 子どもが自らの学習を振り返り、学んだことや課題等を整理し次の学習へ生かすこと。（学習改善）

② 学習評価の基本構造

学校は、学習指導要領に示されている各教科等の目標や内容に照らして、学習の状況进行评估する「目標に準拠した評価」を行う。



③ 内容のまとまりごとの学習評価の進め方

単元や題材における観点別学習状況の評価を進めるためには、年間の指導と評価の計画を確認し、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方等を踏まえ、以下のように進めていく。

①

単元や題材の目標や評価規準を設定する

- ・ 学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて、単元や題材の目標を作成する。
- ・ 子どもの実態、前単元までの学習状況等を確認する。

②

「指導と評価の計画」を作成する

- ・ 単元や題材の目標を踏まえ、指導時数や単元の進め方を決定する。
 - ・ 単元や題材の目標、評価規準を踏まえ、評価する場面や評価方法を計画する。
- ⇒ どのような評価資料（行動観察、ノートやワークシートの記述内容、作品等）を基に、「おおむね満足できる」状況（B）と評価するかを考えたり、「努力を要する状況」（C）への手立て等を考えたりする。

記録に残す評価

内容のまとまりの中で、指導したことの達成状況が適切に見取れる段階で実施する評価

指導に生かす評価

目標の実現のために、子どもの学習状況を適切に見取って、つまずきの解消を図るために毎時間実施する評価

- ・ 3つの資質・能力（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）をバランスよく指導し評価する。

③

授業を行う

- ・ 「指導と評価の計画」に沿って、指導や評価を行い、子どもの学習改善や指導者の指導改善につなげる。
- ・ 実際の授業において、適切に子どもの姿の見取りを行い、評価するためには、より具体的な評価規準として、発言や記述の内容レベルで子どもの姿を具体化しておく。

④

観点ごとに総括する

- ・ 記録した評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的評価を行う。
- ・ 評価結果から、次への指導の見通しを持つ。

■「主体的に学習に取り組む態度」の評価のポイント

「知識及び技能」を獲得したり、「思考力、判断力、表現力等」を身に付けたりすることに向けた①粘り強い取り組みを行おうとしている側面、また粘り強い取り組みを行う中で、②自己調整しようとする側面をノートやレポート等の記述、行動観察などから評価する。

※ 教員は、課題（めあて）に合わせた学習の進め方や工夫など、自己調整している意思的な側面が表れるように発問することで、評価規準に照らした姿を見取る。

(4) 家庭学習と授業の連携

① 学びに向かう力を育む家庭学習

学校で学習したことを家庭で復習することで習熟・定着させ、毎日学習を続けることにより、自ら進んで学ぶ習慣を身に付けることができる。目的意識をもって家庭学習を続けることが、次の学習への意欲を高め、自分で学習時間をつくり出そうとす気持ちを育てていくことができる。

- ・ 課題を出す際に、小学校においては、学校・学年内で組織的計画的に提示する。中学校においては、学年内で教科間の量や質を考慮して共通理解のもと提示する。
- ・ 教員は、その意義や意図・ねらい、評価基準や方法などを子どもへ示すことで、子どもの学習意欲や根気、課題発見力・課題解決力等、資質・能力を総合的に養う。
- ・ 課題や量を自分で考えて取り組む「自主学習」を励行させることで、学習に対する主体性を育てる。
- ・ 提出された課題については丁寧に評価し、把握した一人一人の強みや弱みを授業づくりに生かすとともに、評価後、校内学習環境整備として効果的に掲示したり、紹介したりする場面を設定する。
- ・ 「家庭学習の手引き」等を活用して保護者に家庭学習の目的や内容を伝えることで、取組の充実を図る。

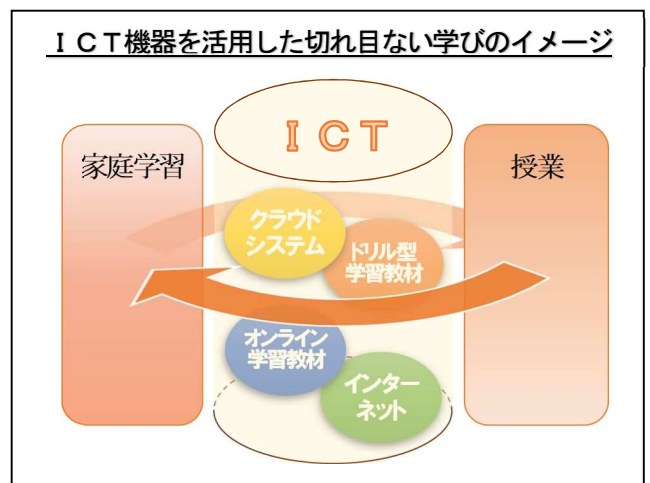
② ICT機器を活用した家庭学習

ICT機器を活用することにより、学びたいときに学ぶことができる切れ目のない学びへとつなげる。その際、家庭学習を視野にいれた、授業の展開を考え、子どもの学びを深めるようにする。家庭学習と授業を連携させ、子ども一人一人の知識及び技能等に関する学習計画、学習履歴（スタディ・ログ）やCBTシステム等を活用することで個別最適な学びの充実を図る。

- ・ オンライン学習教材やドリル学習型教材、クラウドシステム等を活用し、興味や関心に応じた多様な学習機会を確保することで、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組ませる。
- ・ わからないときに本をみて調べさせたり、インターネットで検索させたりすることで、情報を主体的に収集・判断する力を身に付けさせる。
- ・ 学習動画やデジタル教材などを用いて授業の予習・復習を行うことにより、各自のペースで継続的に学習に取り組ませる。

【課題例】

- * その日の授業内容をオンライン学習教材で繰り返し学習し、定着を図る復習課題
- * 動画教材などを活用して事前学習し、授業で意見交流し合う課題
- * 音読やスピーチ等の様子を録画し、観点に沿って自分自身で振り返る課題
- * 主体的に自分で調べたり考えたりした情報を、思考ツールで整理したりまとめたりする課題
- * クラウドシステムを通して意見を交流し、協働的に学習する課題



2 ICT活用による情報活用能力の育成

四日市市GIGAスクール構想※をもとに、「情報活用能力」を基盤とした、生涯にわたって自ら学び続け、他者と協働して未知の課題を解決できる基本的な資質・能力を育成します。

(1) 情報活用能力を育成するICTを活用した教育活動の充実

① 情報活用能力の育成に向けた推進体制の整備

- ・ ICTコーディネーターを中心として、学校全体のICTの活用を推進する。
- ・ 今後のICTコーディネーターを担う人材を育成するための情報化推進リーダー養成講座、ICT活用実践推進校の公開授業研究会、ICTにおける著名な講師を招聘した研修会等へ参加したり、情報活用能力育成についての校内研修会を実施したりすることで、教員の指導力向上を図る。

② 発達段階に応じた情報活用能力の観点別到達目標

- ・ 情報活用能力を「情報活用の実践」「情報社会に参画する態度」「情報の科学的な理解・思考力・判断力・表現力」の3観点に分け、観点ごとに発達段階に応じた到達目標を定め、子どもたちの情報活用能力が積み上がっていくように計画的に取り組む。

③ 教育活動全般におけるICTの活用

- ・ タブレット端末等のICT機器を教科授業だけでなく、学級活動や児童生徒会活動等、教育活動全般で日常的に活用することによって情報活用能力を育む。

④ ICTの新たな可能性を指導に生かす

- ・ これまで活用していた教科書やノート、プリントに加え、デジタル教科書や学習アプリケーションを用い、自主学習や思考ツールを活用した対話的な学習を行うことで、子どもたちの学びを深める。
- ・ タブレット端末を家庭へ持ち帰り、学校で学んだことを家庭で確認するなど、学校と家庭における連続的（シームレス）な学びを実現する。
- ・ ICTを活用することで、他者の考え方や自分自身の学習履歴の可視化を図り、自己評価や他者評価を通して問題解決能力を育む。

(2) 情報モラル教育の充実

① 情報社会に参画する考え方と態度の育成

- ・ デジタルシティズンシップ（ICTのよき使い手になると同時によき社会の担い手になることを目指す教育）の視点を取り入れた、情報社会に生きるために必要な考え方や態度を育むための情報モラル教育を計画・実施する。
- ・ 保護者向け配付資料「タブレット学習をはじめる前に」等をもとに、家庭でのICT活用に関するルールづくり等について家庭と連携する。

具体的な取組

“すぐにでも”どの教科でも”文房具のように使えることを実感する

- ①インターネットを活用した調べ学習
- ②文章、プレゼンテーション資料の作成
- ③AIドリルなどを活用した個別学習
- ④毎朝の健康チェック
- ⑤録画機能を活用した自主学習

タブレットやICT機器を用途に応じて適切に使うための能力を身に付ける段階

学びを深める授業をととして、資質・能力を確かにする

- ①一斉学習
 - ・ 教員による教材の提示
 - ・ 児童生徒のタブレット画面一斉投映
- ②個別学習
 - ・ 思考ツールによる考えの整理や分析
 - ・ 授業の振り返りや復習問題
- ③協働学習
 - ・ タブレットを活用した意見交流・発表
 - ・ 他校との遠隔授業による学習

タブレットやICT機器の能力や特徴を生かした授業づくりを通じて、教育・学習効果を高める段階

各教科の学びをつなぎ、一人一人の夢や志の実現に生かす

- ①オンライン社会見学、オンライン職場体験
- ②英語による地域への情報発信
- ③防災アプリを活用した学習
- ④国際交流や他地域との交流



タブレットやICT機器を主体的に活用して、教科の学びを人生の充実やSDGsの視点を活かして社会課題の解決に応用できる段階

※GIGAスクール構想とは…「Global and Innovation Gateway for All」の略でSociety5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、義務教育課程1人1台分の端末及び市立学校の高速度大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、誰一人取り残すことのない、個別最適な学びを全国の学校現場で持続的に実現していこうとする取組（令和元年12月文部科学省より）

(3) プログラミング教育の充実

① プログラミング教育のねらい

- ・ 論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してより良い社会を築いていこうとする態度などを育む。

② プログラミング的思考を高めるための授業づくりの推進

- ・ 「小中学校におけるプログラミング教育～四日市版カリキュラム～(改訂版)」に沿って、低学年・中学年・高学年、中学校において、子どもの発達段階に応じた系統的な指導計画を位置づける。

◇ 小学校 ◇

総合的な学習の時間、算数科、理科等を中心に各教科・領域等横断的に学校教育活動全体で取り組む。

1・2年生：キーボードやマウスの操作に慣れる。(各教科等)

3年生：プログラミングソフト(「スクラッチ※¹」等)を用いて命令ブロックを配置し、命令通りにキャラクターが動くことを学ぶ。

(総合的な学習の時間)

4年生：プログラミングソフト(「スクラッチ」等)を用いて自分が意図した動きをさせるために必要な手順があることや、身近な生活でコンピュータが活用されていることを学ぶ。

(総合的な学習の時間)

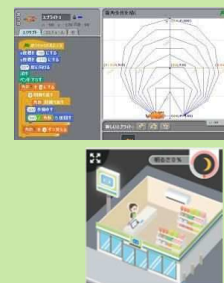


5年生：正多角形の作図をするプログラムを作成し、繰り返し作業が必要なことや手順の一部を変えることでいろいろな多角形に応用できることを学ぶ。

(算数科)

6年生：ソフトウェア上で目的に合わせて機器を制御するプログラムを作成することを通して、その仕組みを学ぶ。

(理科)



◇ 中学校 ◇

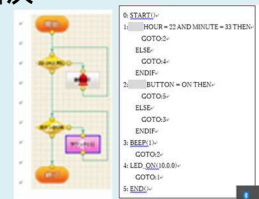
技術・家庭科(技術分野)において、小学校において育成された資質・能力を土台に、より高度な学習内容に取り組む。

- ・ ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題解決

例) 安心して互いにコメントなどを送受信できる簡易なチャットのプログラムを制作する。

- ・ 計測・制御のプログラミングによる問題解決

例) センサーを用いて振動を感知して、音や光で通知するプログラムを制作する。(地震通報システムのシミュレート)



※1 スクラッチ(Scratch)はMITメディア・ラボのライフロン・キンダー・ガーデン・グループによって開発されたもの。
詳しくは<http://scratch.mit.edu>参照。

3 言語活動の充実による読解力・表現力の育成

言語能力（読解力・表現力等）は、子どもの学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。そのため、言語能力の向上は、子どもの学びの質の向上や資質・能力のあり方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが大切である。

国語科を要としつつ教育課程全体を見通した組織的・計画的な取組を設定し、全ての教科等の特質に応じた言語活動の充実を図ることで、言語能力の育成を目指す。

（１）育成を目指す言語能力について

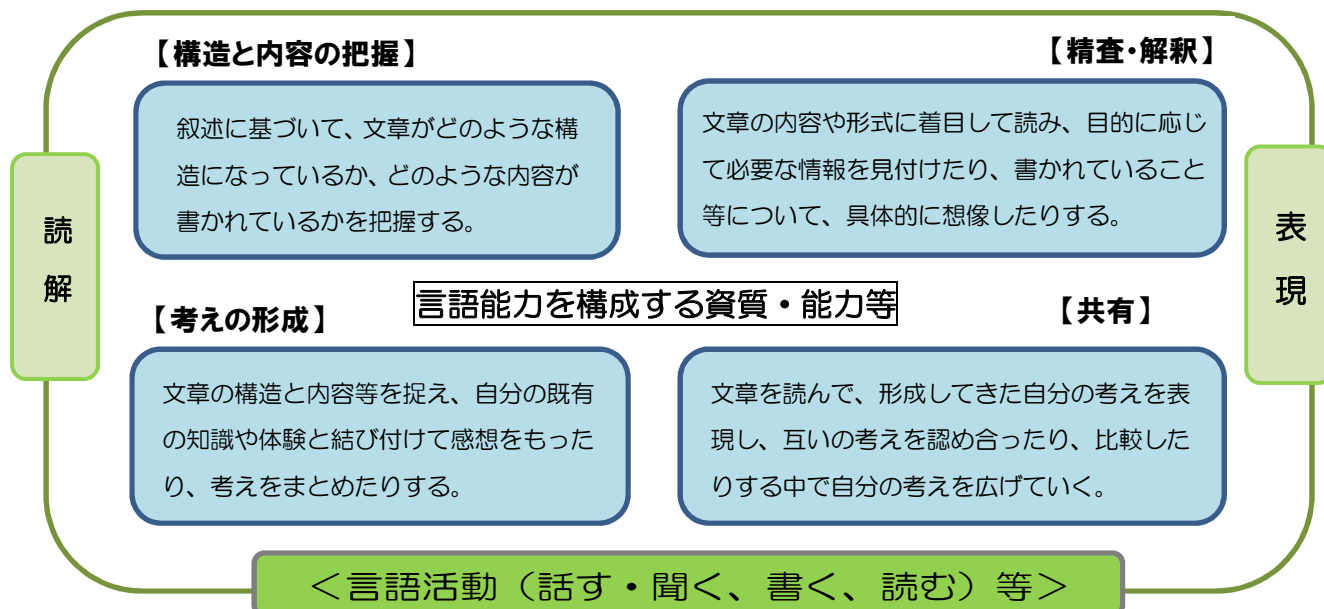
- ・ 言語能力を構成する資質・能力について、以下のとおり整理する。

言語能力を構成する資質・能力		
知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
○ 言葉の働きや役割に関する理解 ○ 言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け ○ 言葉の使い方に関する理解と使い分け ○ 言語文化に関する理解 ○ 既有知識（教科に関する知識、一般常識、社会的規範等）に関する理解	○ テキスト（情報）を理解したり文章や発話により表現したりするための力 【創造的・論理的思考の側面】 ・ 情報を多面的・多角的に精査し、構造化する力 など 【感性・情緒の側面】 ・ 言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力 など 【他者とのコミュニケーションの側面】 ・ 言葉を通じて伝え合う力 ○ 考えを形成し深める力	○ 言葉を通じて、社会や文化を創造しようとする態度 ○ 自分のものの見方や考え方を広げ深めようとする態度 ○ 集団としての考えを発展・深化させようとする態度 ○ 心を豊かにしようとする態度 ○ 自己や他者を尊重しようとする態度 ○ 自分の感情をコントロールして学びに向かう態度 ○ 言語文化の担い手としての自覚

（２）読解力・表現力を高める授業づくり

① 国語科における読解・表現等の関連

- ・ 国語科の授業では、「話す・聞く、書く、読む」といった言語活動を通じて、文章などの情報を読解し表現につなげること、表現したことから理解し直すことなど、理解（読解）と表現等を相互に関連させながら資質・能力を育成していく。



- 本市では、前掲の言語能力の中でも「言葉の働きや役割に関する理解」、「言葉の特徴やきまり、使い方に関する理解と使い分け」、「情報を多面的・多角的に精査し構造化する力」に力点をおいている。
- このことを踏まえ、各学校においては、説明的な文章に関わる教材を中心に「読解力を育む『20の観点』」等を活用し、子どもの読解力・表現力の素地を育む。

読解力を育む「20の観点」(小学校)		
低学年	中学年	高学年
①主語と述語 ②共通・相違 ③題名・見出し ④文章と資料 ⑤問いと答え ⑥順序(時間、事柄)	⑦修飾と被修飾 ⑧指示語と接続語 ⑨形式段落と意味段落 ⑩文章構成 ⑪要点(抽象と具体) ⑫考えと理由(因果関係) ⑬比較や分類 ⑭要約(抽象と具体)	⑮表現の技法 ⑯思考に関わる語句 ⑰要旨(主張) ⑱資料等の効果 ⑲筆者の意図 ⑳文章の特徴(提案、案内等)

② 各教科等における表現活動の日常化

言葉を直接の学習対象とする国語科では、「言語能力を構成する資質・能力」を育成するため、日常生活に必要とされる記録、説明、報告、紹介、感想、討論などの言語活動の充実を図る。また、その他の教科等においては、教科等の特質に応じた表現活動を日常的に設定する。

＜活動例＞

話す・聞く活動

- 説明や報告など調べたことを話したり、それらを聞いたりする活動。
- 図表やグラフなど、様々な資料を読み取り、根拠や理由を説明する活動。
- インタビューなどをして必要な情報を集めたり、それらを発表したりする活動。
- 提案や主張など自分の考えを話したり、それらを聞いて質問したり評価などを述べたりする活動。

書く活動

- 日記や手紙を書くなど、思ったことや伝えたいことを書く活動。
- 調べたことをまとめて報告するなど、事実やそれを基に考えたことを書く活動。
- 事実や経験を基に、感じたり考えたりしたことについて文章に書く活動。
- 作品等を比較して特徴を文章化する活動。
- 多様な考えができる意見を述べるなど、自分の考えを書く活動。

(3) 校内の言語環境の整備

子どもたちの言語能力の育成を支える言語環境を学校全体で整える。

音声言語の環境

- 教員が丁寧な言葉遣い、明瞭な発音、正しい文章で話す。
- 相手に応じた話し方(敬語など)の使い分けを意識させる。
- 校内放送では、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すようにする。
- 集会では、朗読や群読の発表、パネルディスカッション、スピーチなど発表の場をつくる。

文字言語の環境

- 正確で丁寧な文字で板書をする。
- 教室内外に、子どもの作品、教科等に関連する資料を掲示したり、新聞や意見箱など子どもが発信できる場を設定したりする。
- 校舎内には、季節や学年に応じた作品や資料を掲示する。
- 読書を通しての感想交流、1分間コメントなど言語活動の機会を設定する。

I 確かな学力の定着

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 1－③〉

【各教科等における言語活動の充実（例）】 ※学習指導要領解説 総則編より

各教科等においては、国語科で培った能力を基本に、それぞれの教科等の目標を実現する手立てとして、以下のような言語活動を行う。

教科	小学校	中学校
社会科	社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの活動	社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの活動
算数・数学科	具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの活動	数学的な表現を用いて簡潔・明瞭・的確に表現したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの活動
理科	問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したり、観察、実験の結果を整理し考察したり、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの活動	問題を見だし観察、実験を計画したり、学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈したり、科学的な概念を使用して、考えたり説明したりするなどの活動
音楽科	音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなどの活動	音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなどの活動
図工・美術科	感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする等、言葉で整理するなどの活動	アイデアスケッチで構想を練ったり、言葉で考えを整理したりすることや、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどの活動
技術・家庭科	衣食住など、生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの活動	衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する活動や、生活や社会における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの活動
保健体育・体育科	筋道を立てて練習や作戦について話し合ったり、身近な健康の保持増進について話し合ったりするなどの活動	筋道を立てて練習や作戦について話し合ったり、個人生活における健康の保持増進や回復について話し合ったりするなどの活動
生活科	身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現するなどの活動	

外国語科及び外国語活動は、国語科と共通する指導内容や方法について連携させることで、言語能力の育成につなげる。

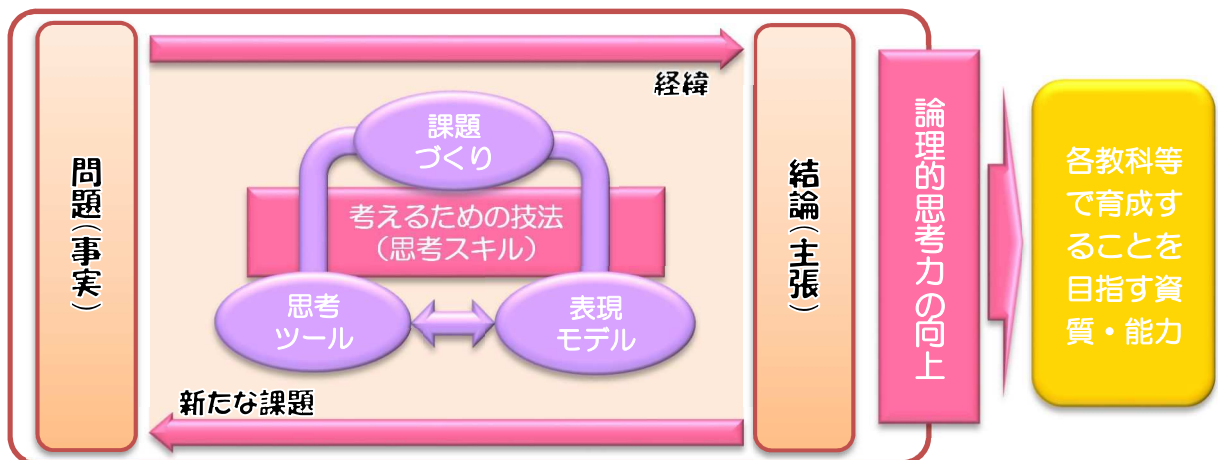
4 筋道立てて説明できる論理的思考力の育成

「論理的思考力」を「道理や道筋に則って思考を巡らせて結論を導いたり、複雑な事柄を分かりやすく説明したりできる力」としている。教育活動全体を通じて、他者と協働して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動を行う中で、筋道を立てて考え、問題を解決したり、自分の考えを根拠立てて整理し、相手に対して分かりやすく伝えたりできる力を育成する。

寺

ち、互いの意見を交流させ、自分の知識や経験と結び付けて解釈することによって自分の考えを持たせるようにする。

- ・ 考えるための技法（思考スキル）を意識しながら、自分の考えの根拠や理由、立場を明確にして説明し、自分の考えを深めていく学習過程を通じて、論理的思考力の向上を図る。



問題解決的な学習の中で、『考えるための技法（思考スキル）』を意識し、「①課題づくり」「②思考ツール」「③表現モデル」を活用した授業を通して、問題（事実）から結論（主張）に至った経緯を説明する場面の設定をする。

① 主体的・探究的に学習をすすめる「課題づくり」

- ・ 子どもの思考を高めるためには、まず自分の考えを持つことが大切である。そのためには、子どもの知的好奇心が満たされ、探究したくなる課題、自分一人では乗り越えることが難しく、仲間とのつながりを必要とする課題、各教科等の見方・考え方を働かせ、深い学びにつながる課題など、学習内容や子どもの実態に応じた課題を設定する。

② 「思考ツール」で考えや学習の過程を可視化

- ・ 「思考ツール」は、子どもの頭の中で考えていること（思考）を見えるようにすること（可視化）で、考えることの助けとなる。思考を俯瞰して見ることで、他者や自分自身がどう考えているかを把握したり、考えを深めたり、修正したり、創り出したりすることができる。

（例）マトリックス表に整理して、比較して考える。

ベン図に整理して、共通点・相違点を見つける。 など

③ 「表現モデル」が表出される説明場面の設定

- ・ 子どもが「問い」（問題意識）をもち、解決に向かうとき、授業者の働きかけにより、論理的な思考を働かせた学習につなげていくことが大切である。その学習の中で、教員が子どもの言葉に着目し、子どもの「問い」や思考を見取るための1つの指標として「表現モデル」を活用するとともに、授業を構想していく際の参考とする。

I 確かな学力の定着

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 1ー④〉

【考えるための技法（思考スキル）】

「考えるための技法（思考スキル）」は、考える際に必要になる情報の処理方法を「比較する」、「分類する」、「関連付ける」などのように具体化し、技法として整理したものである。「考えるための技法（思考スキル）」を教科等横断的な学習過程の中で活用し、様々な問題解決の場面において適切かつ効果的に活用できるようにすることで、各教科等で身に付ける資質・能力の育成につなげていく。

順序付ける

- ・ 複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える。

比較する

- ・ 複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする。

分類する

- ・ 複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる。

関連付ける

- ・ 複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける。
- ・ ある対象に関係するものを見付けて増やしていく。

多面的に見る・多角的に見る

- ・ 対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする。

理由付ける（原因や根拠を見付ける）

- ・ 対象の理由や原因、根拠を見付けたり予想したりする。

見通す（結果を予想する）

- ・ 見通しを立てる。物事の結果を予想する。

具体化する（個別化する、分解する）

- ・ 対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする。

抽象化する（一般化する、統合する）

- ・ 対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする。

構造化する

- ・ 考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する。

問題解決・探究における情報活用

情報活用能力は、各教科等において、育成した力を活用したり、発揮したりする場면을教科等横断的な視点で意図的に設定するなど、子どもたちが有用性を実感できるようにする。コンピュータを使った内容に限定されるものではなく、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成することが大切である。

① 情報の収集

新聞や書籍を使った情報収集、調査・実験・観察、インタビュー、アンケート、インターネットでの検索、多様で効果的な情報収集

② 情報の整理・比較

絵・図・表・グラフ・考えるための技法等を用いた整理、目的に応じた情報整理
観点を決めて情報を分類、情報同士の共通点の比較、関係付け

③ 情報の発信・伝達

相手や目的を意識した発表、聞き取りややり取りを含む効果的なプレゼンテーション

④ 統計的な問題解決

統計データの特徴を読み取り、データに基づいた判断や主張を批判的に考察

※ プログラミング、情報モラル・セキュリティについては、P 8・9を参照

(2) 総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間のねらいは、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することである。

① 総合的な学習の時間で育成をめざす資質・能力

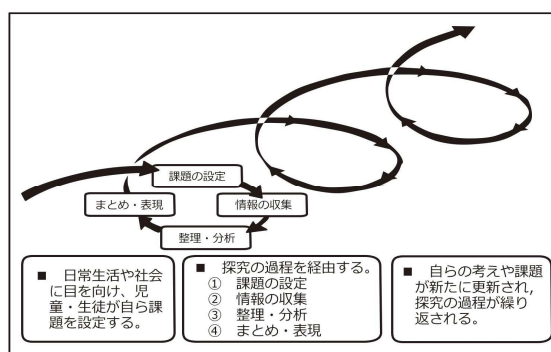
(知識及び技能) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習の良さを理解させる。

(思考力、判断力、表現力等) 実社会や実生活の中から問いを見出し、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現する力を育てる。

(学びに向かう力、人間性等) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いの良さを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を育てる。

② 探究的な学習において大切に学習過程

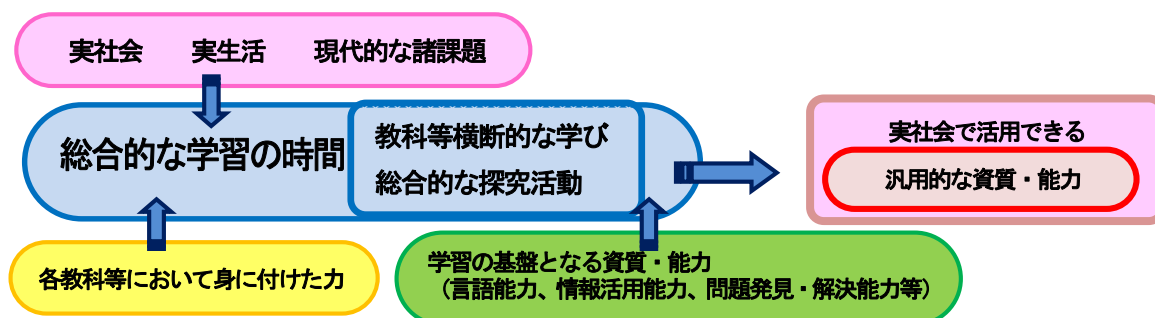
- (1)課題の設定 体験活動などを通して、実社会や実生活に向き合う中で、課題を設定し課題意識を持つ。
- (2)情報の収集 情報を取り出したり収集したりする。
- (3)整理・分析 情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたりしながら問題解決に取り組む。
- (4)まとめ・表現 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。



- ・ 異なる多様な他者と協働して問題解決をしたり、相手や目的・場面や状況に応じて適切に表現したり、比較・分類・関連付けなどの**考えるための技法**を活用したりできるようにする。
- ・ 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れる。
- ・ グループ学習や異年齢集団による多様な学習形態、地域の人々や、図書館、博物館等社会教育施設や社会教育関係団体との連携等、地域の教材や学習環境を積極的に活用する。
- ・ コンピュータ等を適切かつ効果的に活用したり、情報手段の基本的な操作を習得したりするなど、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように配慮する。

【総合的な学習の時間に係る資質・能力の関連図】

各学校において定める総合的な学習の時間の目標は、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、**各学校における教育目標を踏まえて**設定する。探究的な学習において「考えるための技法」を意識的に使えるようにし、各教科等を越えて全ての学習における基盤となる資質・能力を育成していく。さらに、小中学校間において、学びを積み上げていくことができるよう連携を図る。



5 英語コミュニケーション能力の育成

経済、社会、文化等の様々な面でグローバル化が進展し、国際協調の必要性が一層高まる中、これからの社会において、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが予想される。

就学前から英語に出会い、「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の言語活動を通して、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力の育成を図り、自分の思いや考えを英語で伝えることができる力を育成する。

（１）就学前からの「学びの連続性」の構築

園・小・中学校の発達段階に応じた学びを意識した系統性を持たせた指導を行う。

【就学前教育～小学校低学年】五感を通した国際理解教育

- ・ 「四日市市小学校外国語活動カリキュラム」に基づき、担任と派遣英語指導員（HEF）や四日市市英語指導員（YEF）による授業等を実施する。（学期に1回程度）
- ・ 英語の歌を歌ったり、絵本の読み聞かせをしたり、外国の生活や文化を紹介したりして、英語の楽しさを体感させながら、国際理解教育の充実を図る。

【小学校中学年】「聞くこと」「話すこと」を中心としたコミュニケーションの素地となる資質・能力の育成

- ・ HEFと会話することで言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と英語との音声の違い等に気付き、「英語が通じた」という経験を積み重ねながら英語に慣れ親しませ、英語学習への動機づけを行う。
- ・ 身近で簡単な事柄について、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うなど、子ども同士の関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行う。

【小学校高学年】「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を通して、コミュニケーションの基礎となる資質・能力を育成

- ・ 教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導の充実を図る観点から、英語専科教員を配置し、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を培う系統的な指導を行う。
- ・ 「聞くこと」「話すこと」に「読むこと」「書くこと」を加え、児童が「英語を使って何ができるようになるか」という視点から、実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けさせる。

【中学校】「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成

- ・ 生徒が「英語を使って何ができるようになるか」という視点から、各校で具体的に設定した学習到達目標「CAN-DOリスト」を活用した授業を行うとともに、生徒や保護者等と目標を共有しながら、4技能5領域の総合的な能力の育成を目指す。
- ・ 中学校卒業時に、CEFR A1レベル（英検3級）相当以上を習得できる英語力を目指し、英検I B Aを活用して、生徒の英語学習への動機づけにつなげたり、英語の授業改善を図ったりする。
- ・ 生徒が、授業で学んだ知識・技能を使って、目的・場面・状況に応じて自分の考えや意見等を自由に表現する活動など、YEF等を十分に生かした多様な言語活動を行う。

(2) 大切にしたい5つの視点

① 英語教育における「幼小中連携（情報交換や交流、カリキュラム連携など）」の強化

- ・ 就学前及び小学校低学年において、「四日市市小学校外国語活動カリキュラム」に基づいた英語指導員（YEF・HEF）との授業等を学期に1回程度実施する。
- ・ 「英語を使って何ができるようになるか」という視点で学習到達目標を設定した『CAN-DOリスト』を小中ともに作成し、小中での積極的な活用とその連携を図る。
- ・ 小中の接続の円滑化を目指し、小中間の情報交換や交流、中学校教員による乗り入れ授業を行う。

② 授業内外で英語を使うための環境づくり

- ・ 授業内では、英語指導員（YEF・HEF）との言語活動を通して、子どもの実践的コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・ 校内の英語表示や昼の放送、休み時間等でのYEFやHEFとの触れ合い等を利用した、授業外での英語に触れる機会を工夫する。
- ・ 授業そのものをコミュニケーションの場面とするため、中学校の英語科の授業においては基本的に英語で授業を実施する。
- ・ 小学校英語キャンプやYEFによる中学校での特別授業「レッツ・エンジョイ・イングリッシュ」に参加し、多くの英語指導員と触れ合うことで、英語でのコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際的な視野を広げる機会とする。
- ・ 英語担当教員が研修会（YEFによるワークショップ、有識者を招いた講演会等）に参加し、指導力向上を図る。



YEFによる夏季休業中の特別授業

③ 目的・場面・状況に応じた言語活動の充実

Small Talk/ One Minute Talk の活用

既習の文法や言語、収集した情報や体験等を活用し、自分の考えを発信する言語活動を行う。

学校生活・行事等と関連付けた言語活動の実施

学校生活や地域行事、他教科等と関連付けて、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う対話的な言語活動を実施する。(例) 修学旅行での外国人観光客への英語インタビュー など

市内共通のパフォーマンステストの実施（中）

中学校において、目的や場面、状況に応じて、事実や自分の考え、気持ちなどを整理して話す力を育成するために市内共通のパフォーマンステストを実施する。

④ ICT機器を効果的に活用した言語活動

- ・ デジタル教科書などの教材やタブレット端末等を効果的に活用した言語活動を実施する。

⑤ 「故郷よっかいちプロジェクト」の活用

- ・ 子どもたちが学習した英語を活用し、四日市のことを語れる姿を目指す。

英語で地域発信！学習した英語の活用

《あすなろう鉄道・三岐鉄道プロジェクト(小)》

あすなろう鉄道と三岐鉄道の駅構内において、鉄道とその沿線の施設を英語で紹介したアナウンスを放送する。

《故郷よっかいちプロジェクト(Yokkaichi Project) (中)》

四日市について紹介した定型文を、授業で定期的に繰り返し練習し、中学校3年間を通して、ふるさと四日市を英語で紹介できるようにする。

- ・ 姉妹都市ロングビーチ市の学校とビデオ交換やオンライン授業等を行い、国際交流を図る。

6 就学前教育の充実

幼児期は、遊びや生活を通して、「生きる力」「共に生きる力」の基礎となる心情・意欲・態度、生活習慣など生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。

また、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児自らが周囲の環境と関わり、活動を展開する充実感を十分に味わいながら、発達に必要な体験を重ねていくようにすることが大切である。

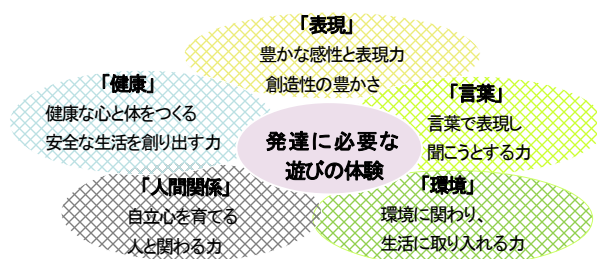
(1) 幼児期にふさわしい生活の展開

- ・ 幼児が周囲の大人から受け止められ、見守られているという安心感が持てるように、しっかりと一人一人の幼児と関わり、信頼関係を築いていくようにする。
- ・ 幼児の興味や関心に基づいた具体的な体験を通して、様々な力を獲得していけるようにし、活動への意欲が高まるようにする。
- ・ 社会性が著しく発達していく時期であるため、相互に刺激し合い、興味関心を持ちながら、友だちと十分に関わって展開する生活を大切にしていく。

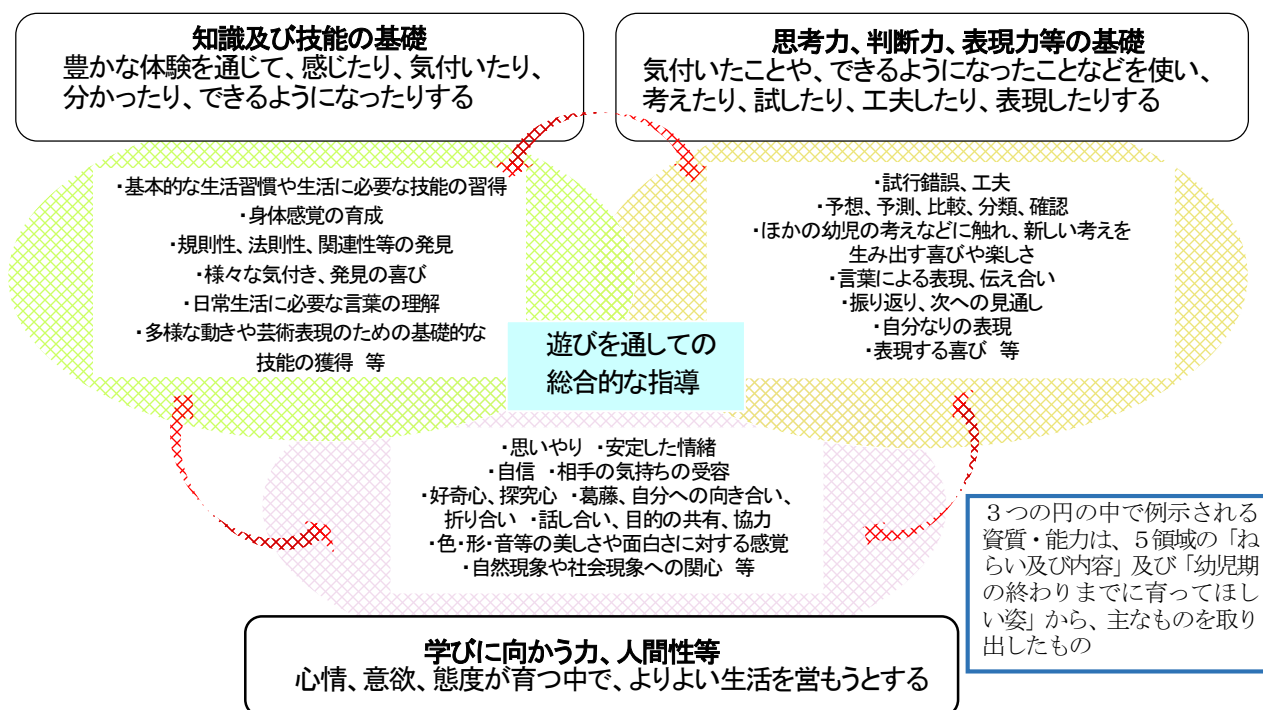
(2) 「遊び」を通しての総合的な指導

- ・ 「遊び」は幼児にとって心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習の場であり、遊びを通して、頭も心も動かして様々な対象と直接関わることを大切にしていく。楽しいことや好きなことに夢中になって取り組み、総合的に学んでいけるようにする。
- ・ 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等の非認知能力を育むようにする。
- ・ 幼児の発達の実情や興味・関心等を踏まえながら、5領域に基づいて展開する活動によって、幼児教育において育みたい下図の3つの資質・能力が身に付くように指導していく。

【子どもの育ちと5領域】



【幼児教育において育みたい資質・能力】※3つの資質・能力の基礎を一体的に育みます。



【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

健康な心と体	自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。	思考力の芽生え	身近な事象から物の性質などを感じ取ったり、予想したりして、多様な関わりを楽しむようになる。
自立心	自分の力でやり遂げる体験などを通じて自信をもって行動するようになる。	自然との関わり・生命尊重	自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。生命の不思議さなどに気付き、動植物を大切にようになる。
協同性	友達と一緒に目的の実現に向けて考えたり協力したりするようになる。	数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しんだりして、興味や関心、感覚をもつようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになる。きまりを守ったりするようになる。	言葉による伝え合い	経験したことなどを言葉で伝えたり、話を聞いたりして、伝え合いを楽しむようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしたり、身近な人と触れ合って地域に親しみをもつようになる。遊びや生活に必要な情報を役立てて活動したり、公共施設を利用して、社会とのつながりを意識するようになる。	豊かな感性と表現	心動かす出来事に触れ、感じたことを表現して、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼児期にふさわしい活動全体を通して資質・能力が育まれている具体的な姿である。

このような姿は、自発的な活動としての遊びを通して、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことが大切である。

(3) 環境を通して行う教育

- ・ 幼児期における見方・考え方（人・もの・状況などの身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、考えたりする）を生かし、よりよい教育環境を創造する。
- ・ 幼児の興味や関心、欲求等の心の動きを把握し、活動の流れや遊びの展開を深め、主体的・対話的で深い学びにつながるよう、状況に応じて情報機器を効果的に活用し、環境を再構成していく。
- ・ 認める、共感する、励ますなどの関わりを通し、幼児と心を通わせ自己肯定感を高め、子ども自らが探索しながら学んでいけるように支援していく。



(4) 一人一人の幼児の特性に応じた指導

- ・ 幼児の実態を多面的に把握し、一人一人の特性を理解する。
- ・ 0歳からの育ちを踏まえ、発達の過程や実情を的確に把握し、具体的に育てたい姿を明らかにする。
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児の指導については、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携した「個別の指導計画」を作成し、幼児の好きなことや得意なことを生かしたり、まわりの幼児との関わりを意識したりするなど、指導内容や指導方法の工夫をする。
- ・ 園生活での温かい人間関係づくりに努め、多様性を受け止め、互いを認め合う肯定的な関係を作っていくようにする。

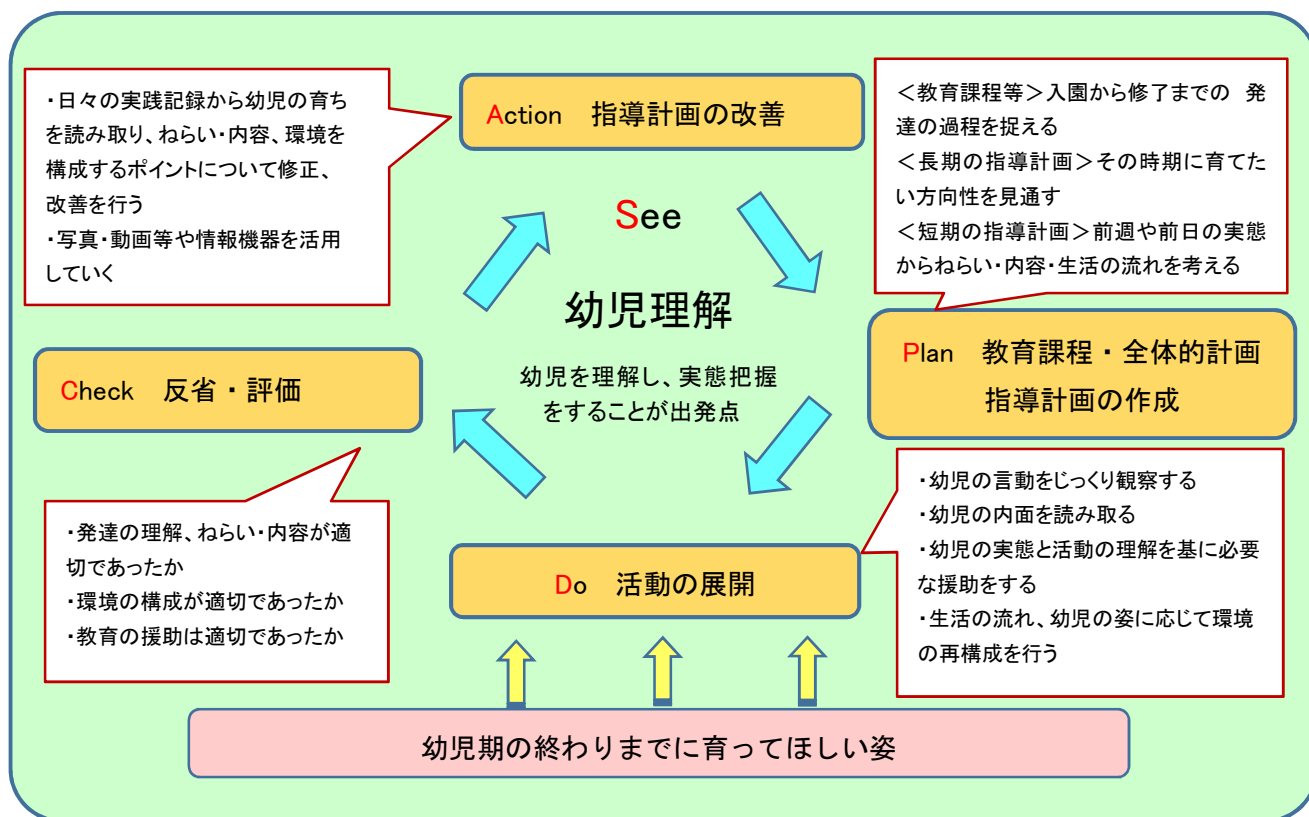
(5) 教育活動の充実に向けた体制づくり

① 各園の実態に応じた教育課程、全体的な計画、指導計画の編成・作成

- ・ 幼児の発達に即して、一人一人の幼児が幼児期に必要な体験が得られるよう指導計画を作成し、実践する。
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を踏まえて保育を振り返り、教育課程等の見直しを行う。



【SPDCA サイクルによる教育活動の充実に向けたポイント】



② 園と家庭、地域、専門機関との連携・協働による子どもの成長を支えていく体制づくり

- ・ 地域住民、保護者等と協働して園づくりビジョンの実現を図ると共に、地域のネットワークの中で、自然や人材、行事や公共施設の積極的な活用を行う。
- ・ 幼児教育の専門施設として情報発信の役割を果たし、園が地域における子育て支援の場となるように努める。

(6) 「遊びを通しての総合的な学び」から「より自覚的な学び」へ

- ・ 幼児教育において育まれた資質・能力を踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりに幼児期の実態を理解するとともに、子どもの成長を小学校と共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解し、接続の一層の強化を図る。
- ・ 互いの考えを認め合いながら、学ぶ喜びや充実感につながる協同的な遊びを充実させる。
- ・ 新教育プログラムの6つの柱のそれぞれの基礎となる就学前教育において、遊びや生活を通しての姿を小学校に伝え、つながりを意識して取り組み、「連続性」「一貫性」のある指導を行う。



気持ちを共有する体験を重ねる



数量や図形への興味・関心を広げる



経験したことや感動したことを友だち同士で伝え合う

こころとからだの健全な育成

子どもたちが生涯を通じて心身ともに充実した生活を送るためには、自己肯定感や粘り強く最後までやり遂げようとする強い気持ち、他者を思いやり協働する心とともに、生きる基盤となる健康・体力を兼ね備える必要があります。

集団的・協働的な学びの中で、人権意識の向上と行動力の育成、考え議論する道徳教育を通して、よりよく生きるための豊かな人間性を育みます。また、生涯にわたり運動好きの子どもを育てるとともに、基本的な生活習慣と規範意識の修得を図ります。

Ⅱ こころとからだの健全な育成

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標2-①〉

1 人権教育の充実

子どもが人権問題を自らの問題として自覚し、生活の中にある課題を解決していく行動力の育成が必要である。

教職員は、学校・園のあり方を常に人権尊重の視点で見えていくと同時に、地域や子どもの実態に基づいた人権教育推進計画や人権教育カリキュラムの見直しを図ることで、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる子どもを育成する。

(1) 学校・園において人権教育を充実させる4つの観点

学校・園においては、子どもや保護者・地域の実態を十分に把握し、以下の4つの観点に留意しながら人権教育を充実させることが重要である。

- 人権のための教育（教育の目的） …人権を守り育てる社会や個人を育成すること
→人権文化の創造・実践行動・社会的スキルの獲得等
- 人権としての教育（教育の機会） …教育を受ける権利を保障すること
→進路保障・学習権の保障・基礎学力定着等
- 人権を通じての教育（教育の環境） …学習過程そのものも人権が守られた状態で展開されること
→なかまづくり・自己開示・安全安心等
- 人権についての教育（教育の内容） …人権について教えること
→個別の人権課題・体験活動・指導方法の工夫等

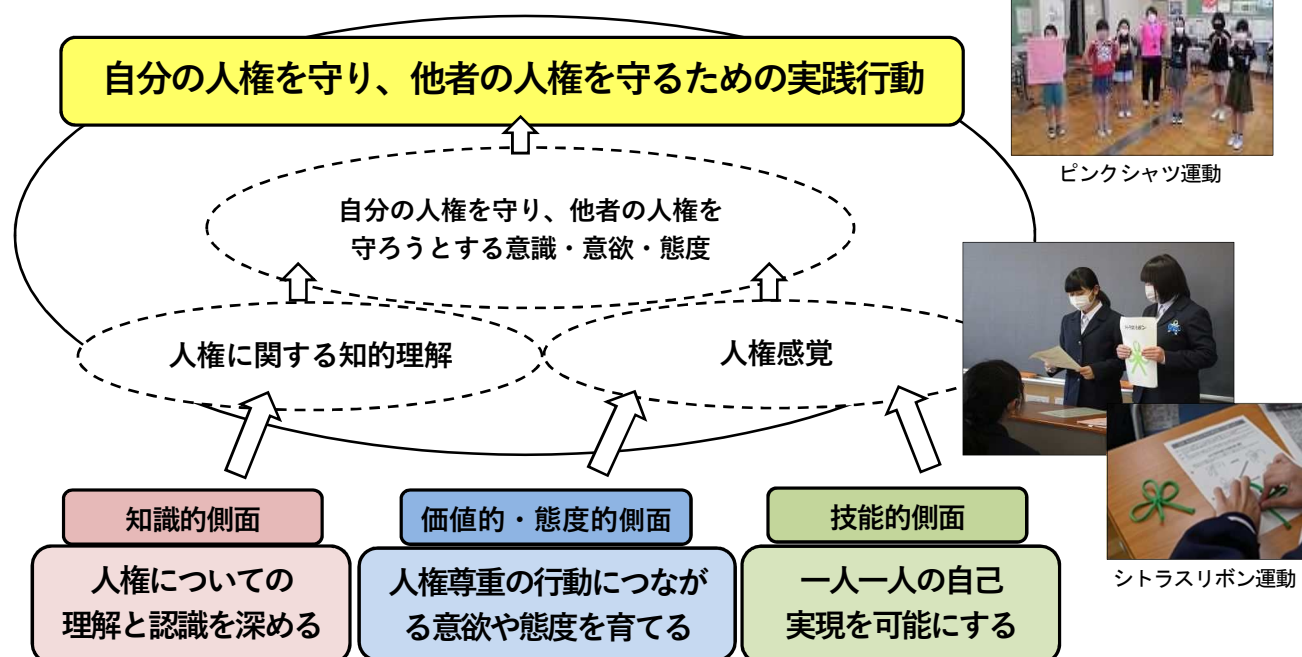
(2) 人権尊重の視点に立った学校・園づくり（目指す学校・園の姿）

人権尊重の視点に立った学校・園を実現・維持するためには、すべての教職員の意識的な参画によって、環境整備や学習活動の展開に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に子ども同士の望ましい人間関係を形成し、教育活動全体を通じて、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動力の育成が求められる。



(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力（目指す子どもの姿）

自分や他者の人権を守るための実践行動へと連なるためには、3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を、基盤として発展させることが必要である。



○ 人権についての理解と認識を深める（知識的側面）

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりするうえで必要な知識や、人が生きていくうえで必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず人権尊重の視点で公平に考えるための知識を身に付けることが大切である。例えば、自由・平等・権利・義務・自尊感情などの概念への理解や、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状、憲法や関係する法律や条例^{※1}及び国際条約等について知ることが必要である。

○ 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる（価値的・態度的側面）

人権問題を解決するための実践行動は、人権に関する知的理解と人権感覚が結びつくことによって可能となる。人権感覚を高めるためには、人間の生命や尊厳を尊重することや、人の痛みや思いを想像したり、他者や他文化の多様性を共感的に感受したりすること、また、課題解決に積極的に貢献しようとすることや、互いを認め協力を大切にすること等の意欲・態度を育成することが重要である。

○ 一人一人の自己実現を可能にする（技能的側面）

自分の考えを一方的に伝えるのではなく、自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し、伝え合う、分かち合うためのコミュニケーション能力やそのための技能を育成することが重要である。

また、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志は、自らが一人の人間として大切にされているという実感が持てる環境の中で育まれる。一人一人が自分をかけがえのない存在として感じられるよう、学校や地域において、互いを信頼し受容し合える人間関係づくりを進めることが大切である。

※1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

Ⅱ こころとからだの健全な育成

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 2-①〉

(4) 人権教育カリキュラムのさらなる充実に向けて

人権教育の推進にあたり、学校・園において策定した人権教育推進計画に基づいて、校・園内の推進組織や人権教育カリキュラムを見直し、組織的に取組を進めることが重要である。

人権教育カリキュラムの活用にあたって

人権教育カリキュラムでは、以下に示した項目について教職員間で共通認識を持ったうえで、就学前・小学校・中学校の期間において系統的な指導を推進する。

- ☐ 子どもの実態や、発達段階に応じた学年目標（目指す子どもの姿）が示されている
- ☐ 各教科や様々な活動等との関連を考慮しながらつきたい力が示されている
- ☐ 子どもにつきたい力が3つの側面でバランスよく整理されている
- ☐ 「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」や「子ども人権フォーラム」について、発達段階に応じてつきたい力がすべての学年に明記されている
- ☐ 個別的な人権問題について、解決に向けた取組が明確に位置づけられている

(5) 人権教育の指導内容の充実

① 「個別的な人権問題・様々な人権に係わる問題」に対する取組

「個別的な人権問題」とは、部落問題を解決するための教育や、障害者・外国人・子ども・女性の人権に係わる問題を解決するための教育のことをさす。また、「様々な人権に係わる問題」として高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレスの人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等がある。

これら「個別的な人権問題・様々な人権に係わる問題」に系統的に取り組むなかで、「偏見」や「固定的な見方」などが、どの人権問題にも共通する差別の構造であることに気付かせ、人権問題の解決に向けて必要なことを他の学びと関連させながら習得させる。

② 「子ども人権フォーラム」に対する取組

子ども人権フォーラムは、人権問題を自らの問題と捉え、自分はどうな行動をとることができるか等の意見を出し合い、なかまとともに解決に向けて行動できる「私」をつくることを目指すものである。

取組を進めるにあたっては、中学校区で「目指す子どもの姿」を共有し、内容を考えていく。

なお、実施にあたっては、児童会や生徒会、学年の代表者等が中心となって計画・運営（司会・進行）する。その際ICT機器を活用しての意見交流等を行うなどの工夫をする。実施後には、学校全体の学びとして他学年の児童・生徒等へ発信・交流を行い、実践に生かしていく。



③ 「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」に対する取組

インターネット上や各種メディア上の膨大な情報のなかには、差別や偏見につながるものや誹謗中傷、社会不安に起因するデマも含まれている。

情報を正しく見分け、主体的に読み解き、活用する力（メディア・リテラシー）を身に付けることで、SNS等での人権侵害についてどのように解決していくのかを考え、行動できる子どもの育成を目指す。

いじめや差別の被害者にも加害者にもならないために、「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」を、すべての学年の人権教育カリキュラムに位置づけて計画的に取組を進めていく。



（６）教育活動全体で人権教育を行っていくために

教職員は、子ども一人一人の学校・園での姿に加え、生活背景を知ること、子どもや保護者の思いや願いを受けとめることを大切にしなければならない。また、日常の教育活動や生活場面（休み時間や清掃活動時等）において、言動に潜む決めつけや偏見に気付き、自らの教育課題や教育実践につなげる必要がある。そこで、「差別の現実から深く学ぶ」ことを大切にしてきた同和教育の理念や成果を継承・発展させ、人権が尊重されるような環境や雰囲気をつくれるよう、教育活動全体で人権教育の取組を進めていく。

① なかまづくりを進める中で

子どもが「学級の中で起きたことは自分と関係があること」と捉え、「自分たちの問題は、自分たちで解決する」という姿勢を育てる。互いの思いや願いを共有・共感できる居心地のよい学級をつくる。

② 自尊感情を高めるために

子どもが「自分は大切にされている」と実感できる場面を意図的につくとともに、個々の役割を果たす中で達成感を得られるようにする。

③ 家庭・地域との連携を通して

人権文化豊かな地域社会を構築していくために、学校・園が家庭、地域等と情報を共有しあったり、交流・参画しあう機会を持ったりして、人権教育の効果を高める推進体制を確立していく。

④ 中学校区の幼こ保小中^{※2}の連携を通して

子どもの成長・発達段階に即したカリキュラムの研究や授業公開等を行い、理解を深める。また、キャリア教育の視点を持って、子どもが自らの生き方を見つめ、未来を切り拓こうとする意欲と行動力を育てる。

⑤ 教職員の人権意識向上のために

教職員一人一人が人権問題に対する正しい認識を深め、差別解消に向けて取り組むために、人権侵害に気付き、その問題点を見抜く力を高めていく。しかし、「どんなことが差別にあたるか」「どこに差別があるか」を見きわめることは、経験年数の少ない教職員だけでなく、経験年数の多い教職員にとっても難しいことである。また、これまでの自分の経験や過去に学んだことのみで判断していると、差別や人権侵害を捉え損ねる可能性もある。さらに、自分が差別を受けると思っていない人権問題については、差別の存在や被差別当事者が被っている不利益や生きづらさによりいつそう気付きにくいことがある。

そこで、そうした差別の存在や被差別当事者の不利益、生きづらさに気付く力を身に付けていくために、校内での研修会等で「特権」^{※3}や「マイクロアグレッション」^{※4}という概念について積極的に取り上げ、教職員一人一人が学びを深めていくようにする。

※2 「幼こ保小中」…中学校区にある幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校

※3 「特権」…生まれながらの属性によって、努力せずに得ている有利さという意味で用いられる。この意味での「特権」は、社会におけるマジョリティ（多数）が被差別当事者の被っている不利益や生きづらさに気付き、それらと自分との関わりを考える手がかりとなる。

※4 「マイクロアグレッション」…する方には相手を傷つけたり差別したりする意図はないけれども、される方には『否定・侮辱・疎外』といったメッセージとなるような言動のことをいう。

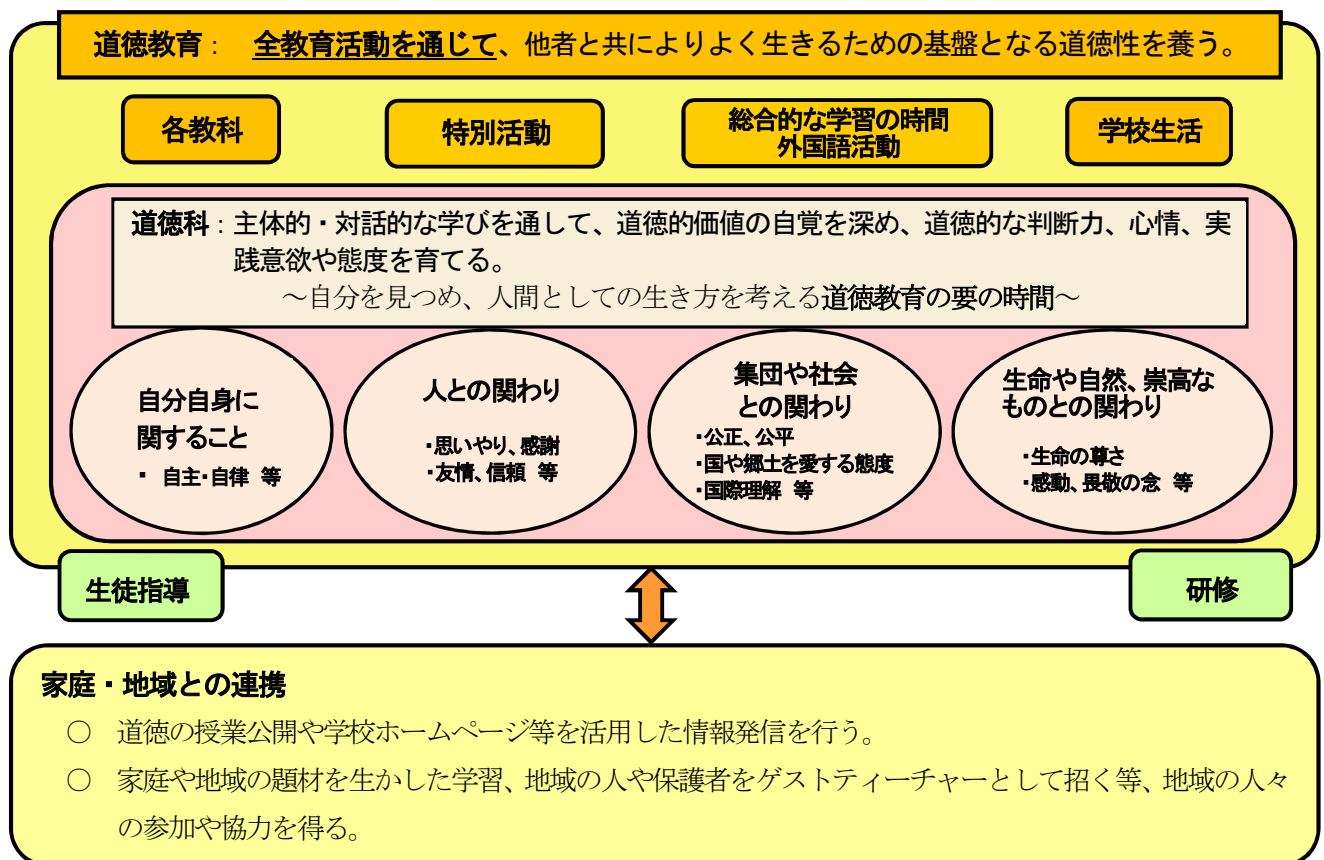
Ⅱ こころとからだの健全な育成

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標2-②〉

2 道徳教育の充実

子どもが生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を育むために道徳教育の充実を図る。そのために、子どもたちが他者との関わりを通し、自分自身の考えを深めていく「考え、議論する道徳」を通して、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考える中で、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を育成する。

道徳教育は、道徳科の授業を要とし、学校の教育活動全体を通じて行うものである。発達の段階を考慮し、適切な指導を行うことで、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。



(1) 道徳教育全体計画及び年間指導計画の立案・改善

- ・ 年間指導計画は道徳教育全体計画に基づき、道徳科の授業を計画的、発展的に行うための指針となるよう作成する。また、道徳教育推進教師を中心とし、道徳科の授業と各教科・特別活動・総合的な学習の時間等との関連や家庭・地域との連携を考え、指導内容を効果的に配列する。
- ・ 授業を効果的に行うために、計画的に、年間指導計画の評価と改善を行う。
- ・ いじめの防止等はすべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。道徳教育の指導内容が子どもの日常生活に生かされるようにする。
- ・ 情報モラル、科学の発展による生命倫理に関する問題や社会の持続可能な発展などの今日的な課題等については、自分との関わりで考えられるようにするとともに、多様な見方・考え方がることを理解できるようにする。
- ・ 学校教育全体において、豊かな体験活動の積み重ねを通して、子どもの道徳性が養われるように配慮する。

(2) 「考え、議論する道德」の時間の充実

子ども一人一人が、ねらいに含まれる道德的価値についての理解をもとに、自分自身を見つめ、他者の意見から物事を多面的・多角的に考え※1、人間としてのよりよい生き方についての考えを深める学習展開にする。また、日々の教育活動全体を通して、教員と子どもの信頼関係や、聴き合い、話し合い、一人一人が互いに認め合える学級状況の実現を図り、道德の時間に子どもが多様な考えを出すことができるクラスづくりをしていく。

【主体的・対話的で深い学びにするための道德の指導の手立て】

① 道德的価値の意義及びその大切さの理解を促す。

価値理解

人間としてよりよく生きるうえで大切なことであると理解すること

人間理解

道德的価値は大切であっても、なかなか実現することができない人間の弱さなどを理解すること

他者理解

道德的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の考え方や感じ方は一つではなく、多様であると理解すること

② 「ねらい」に迫るための指導方法の工夫

- ・ 対話や議論の深まりで、道德的価値に対する理解の深まりや変容を促す展開を工夫する。
- ・ 子どもの思考を予想しそれに沿った発問、考える必然性や切実感のある発問、物事を多面的・多角的に考える発問等、発問の工夫をする。
- ・ 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習に留まらず、問題解決的な学習や、道德的行為に関する体験的な学習を積極的に導入する。
- ・ 道德的価値を自己との関わりにおいて捉え、自己を見つめる場面を設定する。
- ・ 意見の違いや多様さを対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりするなど、思考が深まるような板書を工夫する。

(3) 道德教育と道德科の評価

道德教育の評価については、教員が子ども一人一人の人間的な成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、子ども自身が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるようにする。

【道德科の評価において重視すべき点】

- ・ 個人内評価を記述で行うにあたっては、観察や会話、作文やノート、質問紙などを通して、子どもの道德的価値の深まりや道德性に係る成長の様子を把握する。
- ・ 子どもや保護者が、何を学び、どのように成長したかがわかる評価にする。
- ・ 子どもの学びや成長を「認め、励ます」評価にする。

① より多面的・多角的な見方へと発展しているか

- ・ 道德的な問題に対する判断の根拠やその時の心情を様々な視点から捉え考えようとする。
- ・ 自分と違う意見や立場を理解しようとする。
- ・ 複数の道德的価値の対立が生じる場面で取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしている。

② 道德的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

- ・ 自分の生活や考えを見直している。
- ・ 登場人物を自分に置き換えて具体的にイメージして理解しようとしている。
- ・ 道德的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道德的価値の理解を深めている。
- ・ 道德的価値を実現することの難しさを自分事として捉え、考えている。

道德科の評価が、教員の指導方法の改善や充実に生かされ、子どもの成長につながるようにする

※1 多面的・多角的に考える・・・多面的に考えるとは、物事を様々な側面から考えること。多角的に考えるとは、一つの物事を異なった立場や視点で考えること。

3 読書活動の充実

「四日市市子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、生涯にわたる読書習慣の形成のため図書館・家庭・学校が連携し、進んで読書活動に取り組むことができる子どもの育成を図る。

また、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的・深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、子どもの自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実を図る。

(1) 学校図書館の機能を生かした読書活動

① 子どもの豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む「読書センター」としての機能

＜学校図書館司書・図書館ボランティアとの協働＞

- ・ 学校図書館司書の専門的な見地や図書館ボランティアの支援を生かし、子どもが落ち着いて読書できる、安らぎのある環境を整え知的好奇心を醸成する。
- ・ 司書教諭・図書館司書・図書館ボランティア等と連携し、図書館教育年間指導計画等の策定や運営を行う。

＜子どもの興味・関心を喚起し、主体的に本に関わる取組＞

- ・ 本の購入や新刊図書を紹介する際、子ども自らが本を選書するなど、主体的に本に関わる機会を作り、読書に対する興味・関心を高める。
- ・ 学校行事や学習内容、季節や時事問題等に関するコーナーを設置したり、読書意欲を喚起するようなブックトークをしたりして、家庭読書へとつなげる。



② 子どもの言語活動や探究活動を進める基盤となる「学習情報センター」としての機能

- ・ 子どもが目的に応じた本や資料などを選択し活用できるよう、本などの種類や配置、探し方について指導するとともに、図鑑や事典等を使った学び方（学校図書館を活用した情報リテラシー）を学校全体として計画的、体系的に指導する。
- ・ 書籍とタブレット端末等を組み合わせて使うなど、子どもが主体的に調べたり、対話したりしながら学びを深める場として学校図書館を活用し、情報の収集・選択・活用能力を育成する。
- ・ 単元の導入で教科の内容に関わるブックトークを図書館司書と連携して行うなど、学校図書館の本を活用し、学習への関心を高めるとともに、主体的に取り組む探究活動へつなげる。

(2) 創意工夫のある読書活動

① 子どもの思考力・判断力・表現力を高める読書活動（「1分間コメント」「ビブリオバトル」等の実施）

- ・ おすすめの本の紹介を原稿用紙や本の帯としてまとめ、班、学級、学年、全校などで発表する活動（1分間コメント）を行う。
- ・ 学校集会等で図書委員会等の発表者数名が数分程度で本を紹介し、参加者がどの発表者の本が一番読みたいかを投票する活動（ビブリオバトル）を行う。



② 本に親しみ、豊かな心を育む読書活動

- ・ 「読み聞かせ用図書」を利用し、朝の読書等で教員が読み聞かせを行う。
- ・ 担任以外の教員が朝の読書等でさまざまなジャンルの本の読み聞かせを行い、子どもの読書意欲を喚起させる。

③ 9年間を見据えた読書活動

- ・ 小学校で読んだ本の内容や冊数等を中学校へ引き継ぎ、小中連携した読書活動を行う。

(3) 市立図書館との連携

① 「なのはな文庫」の学校巡回や市立図書館の活用

- ・ 定期的な「なのはな文庫」、市立図書館の「自動車文庫」を活用し、子ども一人一人が本を手にとることができる読書環境を整備する。
- ・ 各教科で調べ学習を行うときなど、学校図書館の蔵書以外にも、「なのはな文庫特別セット」や「学習支援貸出」等、市立図書館の事業を活用し、子どもの学びを深める。

4 体力・運動能力の向上

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、どの子ども運動の特性に触れながら達成感や成就感が感じられる授業づくりを進め、発達段階や能力等に応じ、各種の運動を適切に行うことを通して様々な基本的な体の動きや技能を身に付け、結果として体力・運動能力の向上を図る。また、『する・みる・支える・知る』などの運動やスポーツとの多様な関わり方を踏まえた授業づくりや環境づくりを進め、運動やスポーツの価値や喜びに触れる機会を拡充することにより、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力の基礎を身に付けさせる。

(1) 運動好きの子どもの育てるための授業づくり

① 主運動とつながる！学びのはじまりとしての「新5分間運動」の活用

- 授業の始めに「新5分間運動」を取り入れることにより、子どもたちが「体を動かす楽しさ」を感じられるようにするとともに、学びに対して主体的に取り組むことができるようにする。
- 体育科（小）、保健体育科（中）の授業では、十分な運動量を確保し、子どもたちの体力・運動能力を向上させる。

令和2年度、四日市市運動能力・体力向上推進委員会が中心となり主運動と5分間運動のつながりという視点から従前の5分間運動を見直し、小学校体育科教育指導資料として「新5分間運動スタートブック」を作成



② 子どもの心身の発達段階や能力、系統性を意識したカリキュラムの作成

〈発達段階を踏まえた指導内容の体系化〉

就学前	小学校	中学校
体を動かす楽しさや心地よさを実感できる遊びを通した多様な動きの経験・獲得	運動の楽しさや 喜びを味わうための各種の運動の基礎を養成	運動やスポーツとの多様な関わりの中で生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を養成

- 生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てる（豊かなスポーツライフの実現）ために、地域や学校の実態及び子どもの心身の発達段階や能力を十分に踏まえ、指導内容を吟味し、関連付けてわかりやすいものにする（指導内容体系化）。
- 体育科（小）、保健体育科（中）の内容構成をもとに、各学年の目標や授業時間数、単元配当等を適切に定める。
- 学年を越えて、各運動領域を取り扱うタイミングやその指導方法等を揃えることで、それぞれの運動領域における指導の系統性を図る。（効果⇒運動時間の確保、指導者の指導方法の学年を越えた共有 等）
- 小学校においては、副教材として配付した「体育の学習」も活用し、指導内容の充実を図る。
- 『する・みる・支える・知る』などの運動やスポーツとの多様な関わり方を踏まえた授業づくりや環境づくりを進め、運動やスポーツの価値や喜びに触れることができる機会を保障する。
- 『スポーツに対する興味・関心の向上、スポーツを楽しむ心の育成』『スポーツ及びオリンピック、パラリンピックの意義や歴史に関する学び』等のオリンピック・パラリンピックに関する指導を充実させる中で、子どもたちの発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導の改善を図る。

Ⅱ こころとからだの健全な育成

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標2ー④〉

③ つけたい力を明確にした授業づくり

(例) ハードル走	
小学校5・6年	中学校1・2年生
【運動の特性】 リズミカルに走り越すこと	
【つけたい力の例】	【つけたい力の例】
- 一定の歩数でリズミカルにハードルを走り越すこと - 提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考にして見付けた仲間の動きの変化や伸びについて他者に伝えること 等	- 一定の歩数でリズミカルな走りから、なめらかにハードルを走り越すこと - 提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考にして見付けた仲間の課題や出来映えを他者に伝えること 等

- 各運動領域において、運動が有する特性を明確にするとともに、運動に関する「知識及び技能」、自己や仲間の課題発見・解決等のための「思考力、判断力、表現力等」といった、つけたい力を設定する。
- 運動や健康に必要な知識及び技能の習得を図りながら、子どもたちの思考を深めるための発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするといった、学びに必要な指導方法について工夫する。
- 授業のはじめ（課題提示や新5分間運動など）、なか（運動量の確保や課題、運動の特性に応じた場やルールの設定など）、おわり（次の授業につながる振り返りなど）を意識した授業づくりを行う。
- 学習者用タブレット端末を活用した動画撮影や遅延動画再生ソフト活用による動きの確認など、ICT機器を効果的に活用する。

④ 体力テストの全小中学校での経年実施と活用

- 子どもや保護者が体力の状況の変化を把握することで、成長の喜びを感じ、生涯にわたって運動に親しむ姿につなげられるようにする。
- 体力テストを経年実施し、各校において体力向上に向けた目標設定や取組の指標を調査結果の変化をもとに設定する。
- 本市の課題の一つである「50m走・立ち幅跳び」については、小中全学年で経年実施する。
- 自己の体力の状況及びその変化を客観的に把握させ、運動への意欲の向上につなげる。そのため、「わたしの成長記録」や「体力認定証」等を積極的に活用する。
- 各校において「みえ子どもの元気アップシート」を作成し、自校の子どもたちの体力の現状を把握し、今後の取組に生かす。
- 小学校1・2年においては「体づくりの運動遊び」、小学校3～6年、中学校においては「体づくり運動」と関連づけた単元構成をする、体力向上週間を設定するなど、体育科の授業や学校行事で取り組むことができるよう工夫する。

(2) 主体的に運動に親しむことができる環境づくり

- 体育の授業以外にも、年間を通して体力の向上を図るため、休み時間等を活用し、全校での運動や運動遊び等を計画的に実施する。また、子どもが触れたいくなるような教具を活用したり、掲示物やカード等を用いて遊びの紹介を行ったりして、子どもが意欲的に運動遊びに親しめるよう環境を整える。
- 中学校の運動部の活動内容を工夫し、体力を高め、スポーツに親しめるようする。
- 運動に関する知識・技能・指導力等を備えた地域の指導者を積極的に活用する。
- 学校だよりや学校ホームページ、学校運営協議会等において、体力向上の取組や現状、体づくりの大切さについて発信する。

5 健康教育の推進

教育活動全体を通じて、個人生活における健康・安全に関する知識を理解させるとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成する。

（１）保健の授業（小学校は保健領域、中学校では保健分野）の充実

小学校保健領域				中学校保健分野		
第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第1学年	第2学年	第3学年
健康な生活	体の発育・発達	心の健康 けがの防止	病気の予防	心身の機能の発達と心の健康		
				健康な生活と 疾病の予防	傷害の防止	健康と環境
(2学年間で8時間程度)		(2学年間で16時間程度)		(3年間で48時間程度)		

【小学校学習指導要領解説体育編、中学校学習指導要領解説保健体育編から】

① 有効な人材を活用した授業づくり

- 学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）や関係機関（保健所や医療機関など）の人材を積極的に活用し、授業の充実を図る。

② 他教科・領域との関連の整理及び指導内容の充実

- 教科等横断的に、健康を取り上げ、計画的・効果的に指導を進める。
例）生活科、総合的な学習の時間、特別活動、道徳、理科、技術家庭科等との関連を図る。
- 実践的な理解が得られるように工夫する。例）体験活動（実習・実験等）や調査活動などを取り入れる。
- 運動と健康との関連を図る指導をすすめ、相互の関わりについて具体的な考えが持てるようにする。
- 自らの健康を適切に管理していく力の育成について、発達段階に応じて、計画的・系統的に学習を進める。また、保護者の理解を得ることに配慮する。
例）性に関する指導、年齢に伴う変化や個人差、思春期の体の変化、心と体の相互の関わり など
- がん教育では、疾病そのものを正しく理解できるようにするとともに、がんに向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。
- 外部講師や出前講座を活用し、知見を生かした指導の充実を図る。
例）薬物乱用防止教室、がん教育、SC、YESnet・性感染症予防・生命及び性に関する出前講座 など

③ 必要な情報及び作成した教材・教具などの共有化

- 収集した健康情報や、作成した教材・教具は全職員で共有し、必要に応じて活用できるように整備する。また、校内掲示やICT機器を活用して、各学年での学習内容の共有を図る。

（２）個別及び集団の健康課題に応じた取組の充実

① 校内体制の整備

- 学級担任、保健体育科の担当教員、養護教諭、栄養教諭などによる指導体制を整備し、学校保健年間計画、食に関する指導計画、学校安全年間計画に基づいた指導を計画的かつ継続的に行う。

② 日常的な保健指導の実施

- 子どもへの日常的な指導を通して、正しい生活習慣の定着や健康の保持増進について指導する。
- 新型コロナウイルス感染症予防で身に付けた習慣を、アフターコロナでの日常生活にも生かせるよう継続的に指導する。

③ 家庭・関係機関などとの連携

- 学校保健委員会や保護者懇談会などで情報提供や意見交流などを行うことにより、家庭・地域との一層の連携を図る。
- 学校三師、保健安全に関する関係機関の人材を学校保健委員会や保護者懇談会で積極的に活用する。

【学校保健委員会開催の流れ】※学校保健計画に位置付け、見通しをもって年間計画を立てる

計 画	準 備	実 施	事後活動
- 組織づくり - 年間計画の作成 - 職員会議での提案及び協議 - 関係者との調整	- 期日や課題の決定 - 関係者への連絡 - 運営の役割分担 - 資料や運営案作成 - 当日の準備	- 会場の設営 - 提案、報告、発表 - 参加者による協議	- 記録の整理と報告（教職員・保護者・児童生徒等） - 関係者の取組 - 反省と評価 - 次年度に向けて

6 食育の推進

生涯にわたって望ましい食習慣を身に付けるため、教育活動全体を通して、子どもの食生活に対する関心を高めるとともに、食に関する正しい知識を身に付けさせ、自己管理能力を育成する。

(1) 指導体制の整備

- ・ PDCAサイクルによる全体計画及び年間指導計画の作成と実践の充実を図るため、食育を推進する委員会等を明確にし、食育担当者を中心とした推進体制を整える。
- ・ 全体計画及び年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じた組織的・計画的な推進を図るため、家庭（技術・家庭）科、生活科、体育（保健体育）科等の各教科や、特別活動、総合的な学習の時間及び給食の時間等、教科の枠組みを越えた横断的な視点で組み立てる。
- ・ 学びの一体化を通して、就学前から中学校卒業までの切れ目のない連続した指導の充実を図る。

(2) 指導内容の充実

① 教科等における指導

- ・ 食に関する内容は、各教科等の具体的な学習内容と関連付けながら、教科等横断的な指導を行う。授業では、次の6つの「食育の視点」を位置づけて実施する。

食育の視点					
食事の重要性	心身の健康	食品を選択する能力	感謝の心	社会性	食文化
・ 重要性 ・ 喜び ・ 楽しさ	・ 栄養 ・ 食事のとり方 ・ 自ら管理	・ 自ら判断できる能力	・ 食べ物や食料生産者等への感謝の心	・ 食事のマナー ・ 人間関係形成能力	・ 食にかかわる歴史 ・ 地域の産物

＜食に関する指導の手引 文部科学省 平成31年3月第二次改訂版より＞

- ・ タブレット端末等のICT機器を積極的に活用し、食に関する課題解決学習を効果的に行う。
例①：個別学習・・・給食の献立の中で家族に紹介したい献立アンケートを表計算ソフトで集計し、その結果から自分の考えをまとめる。
例②：協働学習・・・栄養バランスのよい朝食の献立を考えるため、各自で食材やその調理法についてタブレット端末の付箋上に意見を書く。次に、それぞれの画面を合体し、一つの大きな画面にして、付箋のデータを行き来させながら、食材の手に入りやすさや調理時間等の新たな視点で、整理し直す。
- ・ 生産者等の専門性を生かす授業や、栽培・調理等の直接の体験活動など、関係機関や地域と連携した指導を、栄養教諭とともに体系的・継続的に実施できるよう工夫する。
- ・ 食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）、四日市ふるさと給食の日（12月）、全国学校給食週間（1/24～1/30）には、学校保健委員会と連携した健康集会の実施など、全校的な食育の取組を展開するとともに、家庭や地域へ情報発信を行う。

② 給食の時間における指導

- ・ 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、手洗い、配膳方法、箸の使い方、食事マナーなどを体得させる。
- ・ 郷土に関する献立、地場産物や旬の食材を取り上げ、地域の自然や文化、産業等への理解を深める等、学校給食を生きた教材として活用する。
- ・ 給食だよりや給食指導資料等を効果的に活用する。

よりよい未来社会を創造する力の育成

子どもたちが夢や志を持ち、その実現に向けて行動に移していくためには、主体的に自ら学ぶ意欲と、他者との人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を育成する必要があります。

地域に愛着と誇りを持ち、持続可能で暮らしやすい未来社会を担う自立した人間に成長できるよう、四日市ならではの地域資源を効果的に生かし、日々の学校生活全体をキャリア教育の視点でとらえながら、社会のつながりを意識した教育活動を進めます。

1 キャリア教育の充実

体系的なキャリア教育の取組を通して、子どもが社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現し学び続けるために、「何のために学ぶのか」、「学んだことが社会とどうつながるのか」ということを考えさせ、夢や志を持ち、自分なりの人生をつくっていく力を育てる。そして、教育活動全体の取組を通して、学ぶことと社会とのつながりを意識し、多様な他者と協働しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な「基礎的・汎用的能力」を育成する。

(1) 発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育の推進

① キャリア教育に関する方針の明確化

- ・ 子どもの発達段階に応じた課題や、それぞれの地域や学校・園の実態などを踏まえ、学びの一体化における重点的な取組として、各中学校区で全体計画を作成する。
- ・ 子どもに育みたい基礎的・汎用的能力を「つきたい力」として具体的に検討し、年間計画に位置づける。

＜基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力＞

- ・ **人間関係形成・社会形成能力（つなげる力）**：他者の個性を理解する力、コミュニケーション・スキル等
- ・ **自己理解・自己管理能力（みつめる力）**：自己の役割の理解、自己の動機づけ、忍耐力、主体的行動等
- ・ **課題対応能力（うごく・いかす力）**：情報の理解・選択・処理・課題発見・計画立案・実行力等
- ・ **キャリアプランニング能力（めざす力）**：学ぶこと・働くことの意味・意義の理解、生き方の多様性の理解等

② 教育活動全体を通じた「つきたい力」の育成

- ・ **特別活動を要**とし、各教科（「特別の教科 道徳」を含む）、総合的な学習の時間の取組や日常の指導等、全ての教育活動を通じて基礎的・汎用的能力を育てていくという視点をもつ。
- ・ 身の回りの整理や挨拶、清掃などの当番活動や係活動、児童会・生徒会などの自主的活動などを通して、社会生活を営む上で必要な力を育む。
- ・ ゲストティーチャーを招き、多様な年齢・立場の人の講話や社会や職業に関わる様々な現場での体験を通して、勤労観・職業観の醸成や社会参画意識の向上を図る。
 - ＊地域人材を活用した講話
 - ＊企業連携による出前授業
 - ＊中学校プレ社会人セミナー
 - ＊社会見学や職場体験活動等
- ・ 子ども一人一人の生き方や進路などに関する悩みや迷いを受け止め、自己の可能性や適性について自覚を深めさせるために、「**キャリア・カウンセリング**」を充実させる。
 - ＊適切な情報を提供しながら、子どもが自らの意思と責任で進路を選択できるようにする。
 - ＊日常生活の中で子どもの気づきを促し、主体的に考えさせ、行動や意識の変容につなげる。
- ・ 学校での学びと実社会や将来の職業とのつながりを見通し、学ぶ意欲を向上できるよう、ICT機器を活用するなど、効果的な取組を実施する。

③ 教育内容・方法の改善と評価

- ・ 設定した「つきたい力」については、定期的に評価を行い、その結果、明らかになった課題については、全職員で共通理解を行い、指導の改善に生かす。
- ・ すでに行っている教育活動をキャリア教育の視点（基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力）から振り返る。また、日々の教育活動における個々の活動や体験をキャリア教育の視点でつなぐ意識を持ち、取組の見直しを行う。

④ 「四日市版キャリア・パスポート」の活用

- ・ 就学前から中学校までの各段階で、子どもが自分自身の活動を記録・蓄積し、記録を振り返ることで自己のキャリア形成の見通しを持ったり、自己の活動を見直したりすることで自己理解を深められるようにする。
- ・ 教員は、キャリア・パスポートの記述をもとに、対話的に関わることによって、子どもの成長を促し、学年間・学校間で系統的な指導を行う。



⑤ 職場体験活動

職場体験活動は、生徒が直接働く人と接することや、実的な知識や技術・技能に触れることを通して、他者と協働することの重要性や、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感できる場である。また、生徒が主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培うことのできる重要な教育活動である。

職場体験活動の取組を通して、現在の自己の学習と将来の生き方や進路について課題を見だし、働くことや社会に貢献することについて、適切な情報を得ながら考え、自己の将来像を描くことができるようにする。

- ・ 職場体験活動のねらいや目的を明確にし、生き方の指導を含めた事前・事後指導の充実を図る。
- ・ 地域の人材や資源を活用した持続可能な取組とする。
- ・ 各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、保護者、体験先（事業所等）、職場体験支援組織等と連携しつつ、継続的に実施する。
- ・ 生徒一人一人の自己評価だけでなく、体験先等の様々な立場の人からの評価も取り入れ、指導改善に生かす。

キャリア教育で大切にしたい4つのポイント

① 生きる力を身に付ける

- ・ 将来を思い描き、具体的な知識・技能として指導する。

② 学ぶ意欲の向上

- ・ 学んだことと社会とのつながりを常に意識し、学びの意義を確認させる。

③ 生活習慣・学習習慣の習得

- ・ 就学前から、生活習慣や学習習慣がしっかり身に付くように指導する。
(小学校低学年までに身に付けた生活習慣・学習習慣は一生の財産となる。)

④ 将来を思い描く

- ・ 子どもの実態から「つきたい力」を設定し、目標を焦点化して取り組ませる。

（２）特別活動の充実

特別活動とは、様々な集団活動を通して、自己や学校生活を捉え、課題を見だし、その改善・解消に向け、よりよい集団や学校生活を目指して行われる様々な活動である。

① 特別活動で育成を目指す資質・能力

（知識及び技能） 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で、必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

（思考力、判断力、表現力等） 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

（学びに向かう力、人間性等） 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成し、生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

② 特別活動の指導における重視すべき３つの視点

＜人間関係形成＞

集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点

＜社会参画＞

よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し、様々な問題を主体的に解決しようとするという視点

＜自己実現＞

集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点

学級活動	- 子どもが学級や学校生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために、話し合い、合意形成を図り、実践する活動に重点を置く。 - 社会の一員としてのあり方や生き方の指導の充実を図るとともに、体験的、実践的な活動を通して、一人一人のキャリア形成と自己実現を図る。
児童会・生徒会活動	子どもの発想や計画を生かし、学校生活の充実と向上を図る自発的・自治的活動を行うとともに、異年齢集団による交流活動やボランティア活動等の社会参画の機会の充実に努める。
クラブ活動（小学校）	異年齢の子ども同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営する活動の充実を図る。
学校行事	儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事において、それぞれの行事の意義及び活動を行う上で必要となることの理解を図り、全校または学年を単位とした体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深められるようにする。

- 子どもにどのような資質・能力を育みたいのか、どのような活動を計画し、資質・能力の向上につなげるのかを学校全体で共通理解を図るとともに、「特別活動」のあり方や内容の充実・改善に向けて、研修の機会を設定する。

③ 各教科等の学びを実践につなげる特別活動

- 各教科等で身に付けた資質・能力を特別活動の各活動・学校行事での実践に生かし、実生活や実社会で生きて働く汎用的な力に高める。
- 特別活動は、各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現や、学びに向かう主体的で協働的な集団づくりの基盤となるよりよい人間関係を形成する。
- 特別活動の目標を達成し、学校の教育目標をよりよく実現するために、他の教育活動との関連付けを十分に図り、各活動・学校行事の指導計画を作成し指導する。

2 四日市の資源を生かした教育の推進

産業と環境、文化が調和するまち、四日市ならではの歴史・文化・自然といった地域資源および高度なもののづくり産業を教育に生かすことにより、ふるさと四日市に誇りと愛着を持ち、社会の一翼を担う人材「よっかいちの子ども」を育成するための教育を推進する。

（１）地域の歴史・文化・自然等を活用した教育の充実

- ・ そらんぽ四日市（四日市公害と環境未来館、博物館、プラネタリウム）や久留倍官衙遺跡公園などの施設見学を行い、四日市ならではの地域資源を生かした学習を行う。
- ・ 地域教材を活用した学習活動を充実させることで、地域への関心・理解を深め、ふるさとに対する誇りと愛着を育む。

【地域教材を活用した学習活動例】

- * 地域の人材をゲストティーチャーに招いた学習活動
- * 昔の暮らしについての聞き取りや遊び体験
- * 地域に伝わるまつりや行事等調べ学習や地域に残る豊かな自然体験活動
- * 自分の住む町の歴史・史跡の調査や文化体験
- * 高齢者・障害のある人など、自分の周りの様々な人との交流やボランティア活動

- ・ 小学校社会科副読本「のびゆく四日市」やデジタル教科書にある動画などを活用し、四日市の産業や歴史等の学習を進める。
- ・ 自然と触れ合い、仲間との集団生活の意義を実感できる自然教室を行う。その際、子どもにつけたい力を確認しながら、子どもの実態や発達段階に応じた学習内容を取り入れる。
- ・ 和楽器・能・狂言など、我が国の伝統文化に親しんだり、「芸能鑑賞会」などで質の高い芸能に触れたりする機会の充実に努める。

（２）高度なもののづくり産業やJAXAと連携した教育の推進

- ・ 地場産業やコンビナート企業をはじめとする多様なもののづくり産業や、四日市市が協定を締結しているJAXA（宇宙航空研究開発機構）と連携し、授業や社会見学等の学習活動を行う。これらの学習活動を通して、事象についての理解を深めるとともに、社会・科学への興味・関心を高める。
- ・ 企業やJAXAと連携し、実生活との関連を考慮し、具体的な体験から学ぶ連携授業を行う。また、キャリア教育の視点をもった連携を行う。
- ・ 事前学習を行い、学んだことをその後の教育活動に役立てるなど、前後の授業内容を関連付け、連携授業や社会見学の効果を高める。



Ⅲ よりよい未来社会を創造する力の育成

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 3-③〉

3 持続可能な社会を目指す教育の充実

社会の在り方が大きく変化する中、子ども一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められている。

SDGs^{*1}の実現に向けて、ESD^{*2}を推進し、子どもに、日常生活の中の身近な課題を、地球規模の課題と結び付けて自分事として考え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けさせることで、「持続可能な社会」を創ろうとする子どもを育成する。

(1) 「四日市公害と環境未来館」の見学を通じた学習☆

- ・ 「四日市公害と環境未来館」の見学を通して、「四日市公害」の歴史と教訓、環境改善のまちづくりについて学び深めることで、持続可能な社会を創ろうとする資質・能力を身に付けさせる。
- ・ 小学校では、社会科での学習を踏まえ、四日市公害のあらましについて語り部講話や証言映像を活用しながら、被害の実態や患者の苦しみに重点を置いた学習を行う。
- ・ 中学校では、四日市公害裁判や環境改善の取組に重点をおいた学習を行う。
- ・ 見学の事前・事後学習などに、「四日市公害と環境未来館」の展示内容やコーナーの解説映像（学習サポート映像）を視聴し、環境問題への関心を高め、実践力につなげる。

(2) SDGsの視点を取り入れたESD教育の推進

- ・ 環境問題をはじめ、さまざまな社会問題について、一人一人が主体的に考え働きかけることができるよう、SDGsのゴール目標を踏まえて教科等横断的な四日市版ESDカレンダーを作成する。

持続可能な社会づくりの構成概念（例）

- | | | |
|-----------------|------------------|----------------|
| I 多様性（いろいろある） | II 相互性（関わり合っている） | III 有限性（限りがある） |
| IV 公平性（一人一人大切に） | V 連携性（力を合わせて） | VI 責任性（責任を持って） |



持続可能な社会づくりのために必要な能力・態度（例）

- | | | |
|---------------|------------------|------------|
| ①批判的に考える力 | ②未来像を予測して計画を立てる力 | |
| ③多面的・総合的に考える力 | ④コミュニケーションを行う力 | ⑤他者と協力する態度 |
| ⑥つながりを尊重する態度 | ⑦進んで参加する態度 | |

- ・ 「構成概念」を軸にして持続可能な社会づくりに関わる課題を見出し、それらの課題を解決するために探究していく学習活動を設定する。
- ・ 課題を解決するために自分と他者が互いにつながり合いながら、持続可能な社会づくりのために必要な「能力・態度」を身に付けさせ、その力を実生活や実社会における実践につなげる。

*1 SDGsとは

持続可能な開発目標。国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした17のゴール・169のターゲットから構成されている。

*2 ESDとは

持続可能な社会の担い手を育てる教育。気候変動、生物の多様性、資源の枯渇、貧困の拡大など、地球規模の課題を自分事として捉えその解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けさせるための学習・教育活動。

4 防災・安全教育の推進

子どもが、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的な理解や、自他の生命を尊重しようとする態度を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を養うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるようにする。その実現のためには、『『学校安全』充実のための手引』『四日市市学校防災対策ガイドライン』などを参考にし、教育活動全体を通して、体験活動等を取り入れたり、家庭や地域、関係機関等と密接に連携したりしながら、防災・安全教育を各学校において確実に実施する。

（１）学校安全計画・防災教育計画の充実

- ・ 学校安全目標や学校安全に関する各種計画の内容と安全管理の内容とを統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画を立案・検討する。
- ・ 学校安全計画をもとに日常的な学校内外の安全点検や安全教育の推進を図る。
- ・ 「防災ノート」「四日市市家族防災手帳」等を活用して地震や津波、風水害等に関する知識を学ぶ学習を進める。
- ・ 「四日市市学校防災対策ガイドライン」に基づき、「災害時に自らの命を守り、状況に応じた判断力・行動力を身に付けること」を目標に、発達段階に応じた身に付けさせたい知識や能力を明らかにし、実践力を育むための体験活動を教育活動全体に位置づける。
- ・ 防災教育に係る関係機関と連携し、体験的な学習やＩＣＴ機器を活用した教育活動を推進する。
- ・ 各教科等（特に生活科、社会科、理科、体育科、総合的な学習の時間等）における安全に関する指導の充実を図る。



（２）安全管理（危機管理）の徹底と訓練・研修の充実

- ・ 月１回の定期的かつ確実な施設・設備（運動場遊具）器具・用具等の安全点検を実施する。また、学校行事等の際には臨時の安全点検を実施し、安全な環境づくりに努める。その際は、大人がチャイルドビジョン（幼児視野体験メガネ）※１を活用するなど、子どもの視点に立った点検に努める。
- ・ 学校防災マニュアル等の見直し、改善に努め、災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備え、教職員の任務の分担及び相互の連携等の体制の整備に努める。
- ・ 「学校における児童生徒の事故発生時等、緊急時の基本的な対応図」や「危機管理マニュアル」などをもとにした危機管理体制を確立し、緊急時（学校事故発生時や子どもの所在が不明となった時など）を想定したシミュレーションや引き渡し訓練を実施する。
- ・ 消防署等の関係機関と連携した応急手当普及講習会や心肺蘇生・ＡＥＤを使った救命講習会を実施し、事故現場に遭遇した際、瞬時に適切な処置を行えるように努める。

※１ チャイルド ビジョン（幼児視野体験メガネ）とは、大人が幼児の視野を体験できる専用メガネである。

Ⅲ よりよい未来社会を創造する力の育成

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 3-④〉

(3) 家庭、地域、関係機関との連携、体験活動等を生かした防災・安全教育の推進

- ・ 子どもが「自ら学び、自ら考え、自ら行動する」安全教育の推進を図る。

災 害 安 全

- 火事・地震・津波(緊急地震速報装置を使った訓練)・浸水・土砂災害等、災害に応じた様々な状況を想定した避難訓練の実施
- 家庭や地域との連携を図り、「土嚢作りや土嚢積み体験」や「初期消火訓練(消火器実習、バケツリレー等)」、「非常食の炊き出し」等の体験活動を取り入れた防災・減災の取組の実施
- 暴風警報、緊急地震速報、地震警戒宣言、Jアラート(弾道ミサイル発射時の対応を含む)等の発令時に係る安全指導の実施と、家庭・地域と連携した児童生徒の引き渡しの手順や方法の周知
- 火事、煙の恐ろしさや対応の仕方等について、体験を通して学ばせる「防火教室」及び、災害時の自分の命を守る行動や手当の仕方等について、実技を通して学ばせる「防災教室」の実施
- 防災教育計画や防災マニュアルの地域防災組織と連携した見直しの実施

交 通 安 全

- 保護者や地域、警察等と連携し、通学路の危険個所の確認や、登下校指導の実施
- 道路管理課や警察、交通安全協会、公安委員会指定自動車学校等の関連機関との連携した交通安全教室の実施
- 正しい自転車の乗車(自転車安全利用5則)や点検の仕方、正しい歩行の仕方等を中心とした交通安全指導の徹底
- 「どのような場所が危険なのか」を児童生徒が理解できるように子どもの視点に立ち、地域や保護者からの情報も取り入れた交通安全マップの作成・見直し・掲示

生 活 安 全

- 過去に起こった自校の重大事故や「ヒヤリ・ハット体験」について分析し、子どもへの指導内容や施設設備の改善等、共通理解を図った安全指導と安全点検の実施
- 警察、地域の防犯ボランティア等と連携した防犯訓練(不審者侵入対応訓練)や防犯教室等の実施
- 緊急な情報共有が必要な場合は、学校保護者統合型連絡システムにより、子どもの安全啓発に努めるため、保護者や地域等の関係者に配信

家庭・地域との連携

5 現代的な諸課題に対応する教育

子どもの『生き抜く力（問題解決能力等）』を育成するために、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、カリキュラム・マネジメントを機能させて教育課程の編成を図る。

（1）男女共同参画社会^{※1}の実現をめざす教育

次代を担う子どもが健やかに育ち、それぞれの個性と能力が発揮できる社会となるために、子どもの頃から男女共同参画の視点を持って、男女が性別に関わりなく将来を見通した自己形成を行えるよう、発達段階に応じて個人の尊厳・男女平等に関する教育の充実を努める。

- ① 男女平等意識の涵養や協力して家庭を築くことの大切さに関する教育の充実を図る。
- ② 男女共同参画の視点に立ちライフプランニングを踏まえたキャリア教育を推進する。
- ③ 固定的な性別意識にとらわれることなく、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する。

各学校では、教職員一人一人がセクシュアリティの多様性について認識を深め、「性同一性障害を含む性的マイノリティ」について理解し、悩みを抱える子どもたちに寄り添い、全体で支援を進める。

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」参照

（2）主権者教育

満18歳以上の者が選挙権を有することになったことから、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育み、根拠を持って自分の考えを主張し、説得する力を身に付けさせる。

社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を養う。

- ① 各教科、総合的な学習の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて子どもが自らの考えをまとめていくような学習を進める。
- ② 教科等目標や内容と、主権者教育のねらいとの関わりを明確にして、指導方法を工夫する。

※「指導上の政治的中立の確保」については、十分留意する

（3）法教育

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である。法律の条文を覚えるような学習ではなく、法やルール役割・意義を考えさせ、主体的かつ積極的に社会に参加する主権者を育て、自由で民主的な社会を築いていくための資質・能力を育成する。

社会科、総合的な学習の時間、道徳科等を中心に学校教育全体を通して学習を行う。

- ① 学習指導要領に基づき、具体的な学習指導計画や学習指導案等を作成し、年間指導計画への位置づけを明確にした学習を実施する。
- ② 学習指導においては、子どもの興味・関心を高め、主体的・協働的に学習を進められるよう教材や指導形態を工夫する。（様々な関連機関の教材を活用することもできる。）

※1 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。（男女共同参画社会基本法第2）

Ⅲ よりよい未来社会を創造する力の育成

＜ 四日市市学校教育ビジョン 基本目標 3 ＞

（４）消費者教育

人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身に付けなければいけない。消費者の自立を助けるための働きかけが消費者教育である。

- ・ 社会科、家庭科、技術・家庭科などだけでなく、全ての教科・科目を通じて行い、各教科等における取組を捉え直したり、関連させたりすることで、より充実させる。
- ・ 消費者庁が作成している『消費者教育ポータルサイト』を活用する等、子どもの発達段階に応じた学習を進める。

『消費者市民社会』（「消費者市民社会って？」リーフレットから引用）

- ・ 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重
- ・ 自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚
- ・ 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

（５）租税教育

次代を担う子どもが、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てる。

子どもが、社会との関りを意識し理解するような主体的対話的な学習を社会科、技術・家庭科等を中心に他教科領域等関連づけながら計画的に実施する。

（６）金融経済教育

お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う。

金融広報中央委員会（事務局：日本銀行内）『金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—』から引用

お金をいつどのように使うのかを判断し、自らの判断に基づき適切に行動する力を付ける。

＜金融教育の４つの分野＞

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 生活設計・家計管理（金銭管理）に関する分野 | ③ 消費生活・金融トラブル防止に関する分野 |
| ② 経済や金融の仕組みに関する分野 | ④ キャリア教育に関する分野 |

- ① 現代社会において、お金と関わりながら生活していく上では、まず、自分の物やお金を大切にする価値観を養うこと、生涯を見通した生活設計を立てられるようにする。
- ② 物やサービスを消費する立場からだけでなく、それらを提供する立場、あるいは、社会の進むべき方向を考え、実現しようと取り組む社会の一員としての立場から、経済や金融のしくみを理解し、考えることができる力をつける。
- ③ 悪質商法や多重債務問題から身を守ったり、保険商品や投資商品を適切に選択・利用したりするための力をつける。
- ④ 金融教育は、消費者教育の中のお金に関連する幅広い内容と重なり合っている。また、社会科、生活科、家庭科、技術・家庭科、総合的な学習の時間をはじめとするさまざまな教科で取り上げる。

Ⅳ 全ての子ども能力を伸ばす教育の実現

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 4〉

全ての子ども能力を伸ばす教育の実現

少子高齢化に伴う地域社会の変容、人間関係の希薄化、家庭環境の多様化など、コロナ禍も相まって、子どもを取り巻く環境の変化に拍車がかかっています。

学校教育が「ひとつづくり」の場であればこそ、誰一人取り残すことのない学びの保障に向けて、子ども一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習の機会を得られるよう、全ての子ども能力を伸ばす教育の充実を目指します。

Ⅳ 全ての子ども能力を伸ばす教育の実現

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 4-②〉

1 特別支援教育の充実

互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指すため、障害等があっても合理的配慮のもとで共に学ぶインクルーシブ教育を推進する。

特別な教育的支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を可能な最大限度まで高めるため、家庭や地域、医療、行政、福祉等関係機関との連携を図りながら、指導・支援を行う。

（１）特別支援教育にかかる校内体制の充実

① 校・園内委員会と特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立

- ・ 校・園長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが校・園内委員会を企画・運営し、学校・園全体で特別支援教育に取り組む。
- ・ 保護者の相談窓口として、学校・園だよりやホームページ等で、特別支援教育コーディネーターの存在を周知する。

特別支援教育コーディネーターの主な役割

- ① 担任やスクールカウンセラー、生徒指導担当等と連携し、子どもに関する情報を収集する。
- ② 校・園内委員会において個に応じた支援体制や方法等について協議、調整を図る。
- ③ 関係諸機関との連絡・調整を行う。

② 相談支援ファイルの活用

- ・ 将来を見通した教育的支援を行うため、相談支援ファイルを活用する。
- ・ 医療や福祉サービスの利用の際に、相談支援ファイルを活用した双方向での情報共有に努める。
- ・ 入園・入学・進級・卒業時には、相談支援ファイルを活用して、学校・園や関係機関との情報共有及び引き継ぎを行う。

相談支援ファイル

幼児期から就労期までを見通した教育的支援を行っていくための情報を整理するファイル。保護者にとって次のようなメリットがある。

- ① 相談や懇談のときに、相談支援ファイルを見せながら話すことで、子どもの特性や支援のポイントを相手が読み取ってくれる。
- ② これまでの支援の内容を、学校と共有し、よりよい支援や合理的配慮を一緒に考えることができる。



③ 全ての教職員の特別支援教育にかかる専門性や指導力の向上

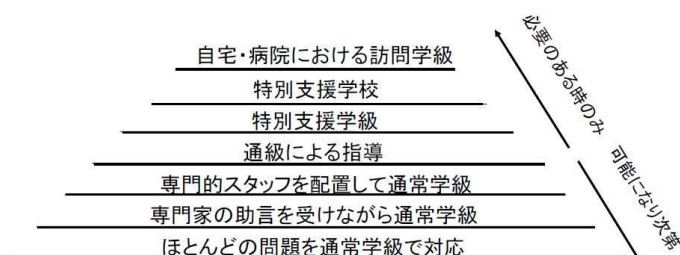
- ・ 特別支援教育に関する校・園内研修会やOJTを計画的に実施する。
- ・ 各種研修講座やオンデマンド研修（VICS動画配信や「NISE学びラボ※1」等）の受講を進める。

※1 NISE学びラボ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE：ナイセ）が、教職員向けに140以上の講義を配信している。四日市市では団体登録を行っている。

(2) 多様な学びの場における指導・支援

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



◀ 文部科学省（平成24年）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参考資料4から引用

四日市市では、通常学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級への転籍を柔軟に行っている。

特別支援学校への転出や特別支援学校からの転入もある。

インクルーシブ教育とは

中央教育審議会初等中等教育分科会報告に、インクルーシブ教育について次のように示されている。

- ① 障害のある子どもと障害のない子どもが、同じ場所で学ぶことを追求する。
- ② 個人に必要な合理的配慮を提供する。
- ③ その場合には、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかが重要である。
- ④ そのために、特別な教育的ニーズのある子どもに対して、その時点で最も的確に指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」を用意する。

① 幼稚園・認定こども園・保育園における就学に向けた支援

- ・ 巡回教育相談や保育所等訪問支援、CLM^{※2}（チェック・リスト・in 三重）等を活用して、幼児の発達特性を把握し、特性に応じた保育を工夫する。
- ・ U－8教室の利用や特別支援学級、特別支援学校への就学が必要と思われる幼児の保護者に、就学相談を受けるよう勧める。
- ・ 小学校と連携して計画的に幼児の観察や保護者相談等を行えるようにする。

② 小・中学校の通常の学級における指導・支援

- ・ 教室環境・学習環境を整備する。（基礎的環境の整備）

環境整備のポイント

- | | |
|--|--|
| ☐ 刺激量を調整する。 | ☐ 流れをパターン化する。 |
| ☐ 学習用具類の定位置を決める。 | ☐ めあて、することを明示する。 |
| ☐ ルールを明確にする。 | ☐ 板書やワークシートを工夫する。 |
| ☐ 端的にわかりやすく指示する。 | ☐ 写真や図を添えて説明する。 |
| ☐ 授業の開始と終了をはっきりさせる。 | |

※2 CLM（チェック・リスト・in 三重） 幼稚園・認定こども園・保育園において発達に課題がある子の行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために「あすなる学園」（現三重県立子ども心身発達医療センター）が開発したアセスメントツール。

Ⅳ 全ての子ども能力を伸ばす教育の実現

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標4ー②〉

- ・ 学びのユニバーサルデザイン化を図る。

学びのユニバーサルデザイン(UDL)の例

I 提示に関する多様な方法の提供

- ☐ 聴覚的に提示される情報を、代替の方法でも提供する。
- ☐ 語彙や記号をわかりやすく説明する。
- ☐ パターン、重要事項、全体像、関係を目立たせる。

II 行動と表出に関する多様な方法の提供

- ☐ 教具や支援テクノロジーへのアクセスを最適にする。
- ☐ コミュニケーションに多様な手段を使う。
- ☐ 適切な目標を設定できるようにガイドする。

III 取組に関する多様な方法の提供

- ☐ 課題の自分との関連性・価値・真実味を高める。
- ☐ チャレンジのレベルが最適となるよう求める(課題の)レベルやリソースを変える。
- ☐ モチベーションを高める期待や信念を持てるよう促す。

(学びのユニバーサルデザイン(UDL)ガイドライン Version 2.0^{※3}から抜粋)

- ・ 特性に応じた個別支援により自己肯定感・自己有用感を高め、二次障害を防ぐ。

自己コントロール・自己決定への支援の例

- | | |
|--|---|
| ☐ 望ましい行動モデルを示す。 | ☐ ソーシャルスキルトレーニングを実施する。 |
| ☐ 自己決定できる場面を設定する。 | ☐ 予めルールを決めて、約束する。 |

見通しをもたせる支援の例

- | | |
|--|---|
| ☐ 予め活動のスケジュールを示す。 | ☐ SOSのサインを決めておく。 |
| ☐ 視覚的な手がかりを示す。 | ☐ 全体指示の後、個別に声をかける。 |

- ・ U-8教室、通級指導教室、サポートルームを活用し、連携した指導を行う。

アンダー エイト

U-8教室(自信を高めるための4つの教室)

4歳児から8歳児(小2)までの発達に課題のある子どもとその保護者を対象に、「幼児ことばの教室」「まなびの教室」「ともだちづくり教室」「子どもの見方・ほめ方教室」を開設している。(こども未来部こども発達支援課)

通級指導教室

通常の学級に在籍する児童生徒のうち、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、一部特別な指導を必要とする程度の障害のある児童生徒を対象とし、それぞれの障害の状態に応じた特別の指導(自立活動)を行う。

サポートルーム(小学校)

通常の学級に在籍する、発達に課題がある児童に対して、週1時間程度を取り出し授業を実施し、児童の学習や生活上の困難を改善・克服する。四日市市総合計画の推進計画事業として位置付いている。

※3 学びのユニバーサルデザイン(UDL)ガイドライン Version 2.0 日本語版翻訳：金子晴恵・バーンズ亀山静子

③ 小・中学校の特別支援学級における指導・支援

- ・ 将来の自立と社会参加を見据え、小学校段階から計画的にキャリア教育を行う。
- ・ 小集団活動を大切にし、子どもの実態や学級集団の状況に応じて学習形態を工夫する。
- ・ 子どもが興味をもって学習に取り組めるよう、ICTを活用する。
- ・ 心身の調和的発達を目指し、教育活動全体を通じて計画的に自立活動に取り組む。
- ・ 知的障害のある子どもについては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして「生活単元学習」「遊びの指導」「日常生活の指導」「作業学習」といった教科等を合わせた指導を、実態に応じて取り入れる。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性等

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面に活かすことが難しい
 - ⇒ 実際の生活場面に即しながら、繰り返し学習する
 - ⇒ 継続的、段階的な指導が重要
 - 成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い
 - ⇒ 頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりする
 - ⇒ 抽象的な内容の指導よりも、実際の生活場面の中で具体的に思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的
- (知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット (小学校編)「すけっと」※4から抜粋)

- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を実施する。

交流及び共同学習のねらい

- ① 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面がある。
- ② 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

(3) 個に応じた支援の追求

① 個別の指導計画・個別の教育支援計画に基づく指導・支援

- ・ 保護者と協働して、個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、指導・支援に生かす。(個別の指導計画・個別の教育支援計画の様式は相談支援ファイルに含まれている。)

② 合理的配慮の提供

合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

- ・ 本人・保護者から合理的配慮の申し出を受けた場合は、校内委員会で決定して実施する。
- ・ 本人・保護者が求めている内容に対応できない場合は、代替手段を提案し、合意形成を図る。

※4 知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット (小学校編)「すけっと」 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研究成果物で、授業づくりに特化した内容を掲載している。実践編、理論編、資料編、別冊事例編から成る。

Ⅳ 全ての子ども能力を伸ばす教育の実現

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標4ー②〉

- ・ 合理的配慮の内容を個別の教育支援計画または個別の指導計画、あるいは合理的配慮シート（四日市版インクルDBを参照）に明記する。
- ・ 小学校と連携して計画的に幼児の観察や保護者相談等を行う。
- ・ マルチメディア・デージー教科書や学習者用デジタル教科書、支援機器としてのタブレット端末のカメラ機能等、ICTを活用する。
- ・ 高等学校の入学選抜試験等において合理的配慮を求めていく根拠とするためにも、配慮の効果を客観的に評価し記録しておく。

LDの生徒の定期テストにおける合理的配慮の例

- ☐ 定期テストの様式が教科で違い、問題と回答欄がわかりにくいいため、問題と解答欄を蛍光ペンで色分けしている。
- ☐ 小テストや定期テストの問題文にルビを振っている。

四日市版インクルDB

四日市市の合理的配慮の実践事例データベース。

マルチメディア・デージー教科書

日本障害者リハビリテーション協会が無料で提供しているデジタル教科書で、読み書きに困難のある児童生徒の学習支援において有効である。四日市市の小中学校で使用している教科書にも準拠しており、学校の端末だけでなく個人の端末でも使用できる。教育支援課がダウンロード支援を行っている。

③ 配置されているスタッフと連携した支援

- ・ 介助員、特別支援教育支援員の配置がある学校では、担任が中心となって、対象の子どもの様子について日々情報共有を行い、支援の目標と手立てを確認した上で、連携した支援を行う。
- ・ 医療的ケアサポーター（学校看護師）の配置がある学校では、主治医の指示書にある医療的ケアを実施する。対象の子どもへの医療行為以外の支援は、医療的ケアサポーターだけでなく、担任や介助員、特別支援教育支援員等が連携して行う。

④ 専門家の助言の活用

- ・ 必要に応じて地域特別支援教育コーディネーターの訪問や特別支援学校による地域支援を要請し、子どもの観察や指導・助言を受け、指導・支援の検討に役立てる。
- ・ 教育支援課が計画的に派遣する特別支援教育アドバイザー、教育支援課スーパーバイザー（中学校のみ）による子どもの観察や指導・助言を受け、指導・支援の検討に役立てる。

2 日本語指導が必要な子どもへの指導の充実

外国人児童生徒等が、日本語力や学力を身に付け、自らの能力を生かし、社会の一員として自立するために必要な力を付けられるようにする。

そのために、外国人児童生徒等教育においては、個々の子どもの実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行い、日本語の初期適応指導や学校生活への適応、学習内容の定着を進め、子ども一人一人が自ら進路を切り開いていける力を育成する。

また、多文化共生教育では、多様な文化的背景や価値観を持つ人々を尊重し、共に学び、共に生きる子どもの育成を目指す。

(1) 外国人児童生徒等教育の推進

- ・ 子どもの日本語能力を「JSL 対話型アセスメント DLA」※¹（四日市版）等を活用して把握し、学校生活における円滑な適応指導および日本語指導等の充実を図る。
- ・ JSL カリキュラム※²に基づいた、誰もがわかりやすい授業づくりを行い、教科の学習を進める上で必要な日本語能力を育て、学力保障や進路保障につなげる。

① 円滑な就学への支援

○幼稚園・認定こども園・保育園と連携した情報共有や支援体制の共有

② 受け入れ体制づくり

○校内支援体制、組織の整備・改善 ○就学ガイダンスの実施
○成育状況・言語力・家族の日本語力等の把握 ○学校説明会の実施

③ 初期適応指導・初期指導型日本語指導

○取り出し指導での「特別的教育課程」に基づいた適応指導

- ・ 受け入れ後3～4ヶ月を目安に進め、必要となる習慣、ルール等を指導する。
- ・ 在籍学級において「日本語で学習活動に参加する力」をつけることを目標に支援・指導を行う。

④ 教科指導型日本語指導・教科指導・進路指導（取り出し指導及び在籍学級での指導）

○子どもにつけたい力を明らかにしながら、教科指導を通して「日本語で学習活動に参加する力」を育成する授業実践
○学年相当の学習言語習得のための支援（入り込み指導等）
○指導のあり方について、担任と適応指導員との情報共有
○キャリア教育や相談支援、進学ガイダンスへの参加呼びかけ、各校での進路説明会の開催

JSL 対話型アセスメント DLA（四日市版）等を活用して日本語能力を把握し、支援や指導方針を検討する。

＜JSL カリキュラムの授業づくり＞

○教科指導を通じて「日本語で学ぶ力（思考力、表現力等）」を育成する。
○教科としての目標と合わせて、「日本語の目標」を設定する。
○「教科の目標」の達成に不可欠な単語や文章を「日本語の目標」にする。
○「日本語の目標」を設定後、語彙力や表現力、思考力が育まれるような指導計画を作成する。
○誰もがわかりやすい授業の工夫を行う。

- ・ 理解支援のため、視覚化や例示等の工夫をする。（効果的なICT機器の活用）
- ・ 表現支援のため、表現方法やモデル等を示す。
- ・ 記憶支援のため、身体化・物語化等を行う。

(2) 多文化共生教育の推進

- ① 総合的な学習の時間等において、異なる文化に触れる体験等、多文化共生を視点にした教育活動を計画的に実施する。
- ② 共にによりよく生きる社会を築くために、異なる文化を持つ人々と協調し、多様な人々の生活、習慣、価値観について、違いを違いとして認識し、共に新たな価値を創造できるような多文化共生教育の実践を進める。
- ③ 国際的な広い視野をもち、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できるコミュニケーション能力の育成を図る。

※¹ JSL 対話型アセスメントDLA (Dialogic Language Assessment)

学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際に参考となるもの

※² JSL (Japanese as a Second Language:第2言語としての日本語) カリキュラム

文部科学省が開発して、初期指導型の日本語指導と在籍学級での教科指導をつなぐ指導方法。日本語で学習活動に参加できる力の育成を目指す。

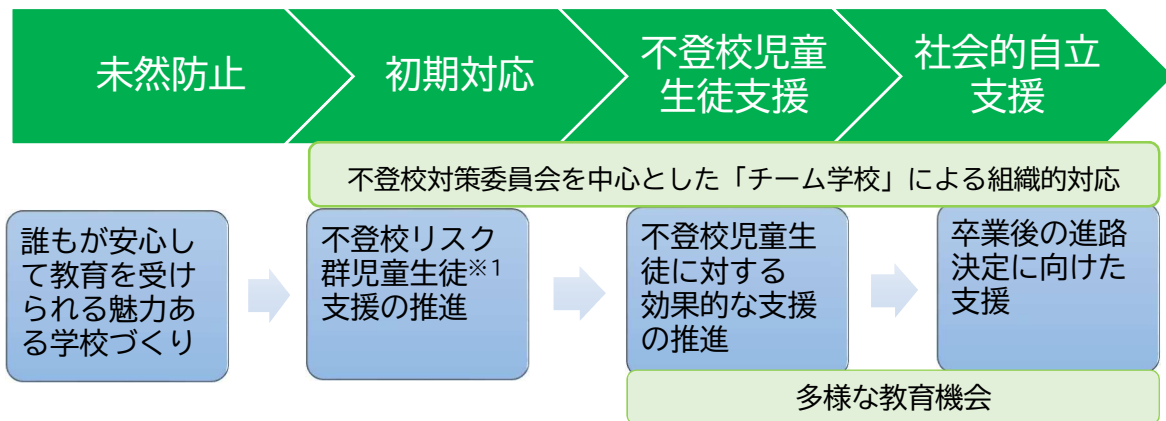
Ⅳ 全ての子どもの能力を伸ばす教育の実現

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 4ー④〉

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の支援は、学校や教室への復帰を支援することはもちろんのこと、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

そのために、不登校対策委員会を中心とした組織的・計画的な支援（「チーム学校」による組織的な対応）を、児童生徒の個別の支援計画に基づいて実施する。



（１）安心して教育を受けられる学校づくり（未然防止）

- ・ 「わかる授業」「児童生徒間、教師と児童生徒の人間関係づくり」「居場所づくり」など、日々の学校生活を充実させ、全ての児童生徒にとって、魅力ある学校づくりを目指す。
- ・ いじめ、暴力行為、体罰などを許さないなど、安心して教育を受けられる学校づくりを推進する。
- ・ 児童生徒の学習状況に応じた指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ 児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現し学び続けるために、キャリア教育を推進する。

（２）予兆を含めた初期段階からの組織的・計画的支援の推進（初期対応）

- ・ 幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校が、「学びの一体化」などにより、互いに不登校のリスクが高い幼児児童生徒について情報共有し、一貫性、連続性のある支援を行う。
- ・ 日常の児童生徒の観察や定期的な教育相談により児童生徒の様子や心の状況を把握する。また、Q-U調査や各種アンケートなどを活用して、適切な声かけや緊急の教育相談を行う。
- ・ 連続欠席3日の児童生徒、不登校リスク群※1児童生徒など、予兆の対応を含めた初期段階から、児童生徒の問題行動・不登校等に関する実態報告「様式3」（以下、「様式3」）を個別の支援計画として活用し、不登校対策委員会を中心とした組織的・計画的な支援を行う。

（３）個々の状況に応じた支援（不登校児童生徒支援）

- ・ 校長のリーダーシップの下、不登校対策委員会を中心に、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制（チーム学校）を整える。

※1 不登校リスク群児童生徒 不登校になる可能性が高いと考えられる児童生徒。具体的には、欠席10日以上、遅刻30日以上早退30日以上、別室登校のいずれかの状況にある児童生徒。

- ・ 不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす不登校対応教員を明確に位置付ける。
- ・ 「子どもの心を見つめて－不登校の子どもへの指導の手引－」「登校を促す早期アプローチ－不登校児童生徒への支援－」を活用し、「様式3」の「今後の見通し」と「対応」に基づいたきめ細かな対応を行う。
- ・ 個別の支援計画や指導計画に基づく支援期間を設定し、その都度計画の見直しを行う。
- ・ 福祉や医療機関、地域の関係者及び民間施設やNPO団体などと積極的な連携・協力を図る。

（４）多様な教育機会の確保

- ・ 児童生徒の状況に応じ、多様な学びの場を活用して、社会的自立を目指せるようにする。
- ・ 登校が困難な児童生徒には、登校サポートセンターへの通級、民間施設への通所やICTを活用した在宅学習など、当該児童生徒の教育機会を確保できるよう必要な情報提供を行う。
- ・ 当該児童生徒が民間施設を活用する場合は、児童生徒の指導・支援に必要な情報を交換するなど連携・協力をを行う。

多様な学びの場

学校内

校内ふれあい教室での指導、別室での指導やタブレット端末を活用したオンラインでの授業参加、授業時間外の登校での個別指導 など

学校外

家庭訪問による指導、ICT等を活用したオンライン指導、登校サポートセンターの通級、民間施設の通所やICTを活用した在宅学習 など

（５）児童生徒の卒業後を見据えた支援（社会的自立支援）

- ・ 中学校入学時になめらかな接続となるよう、小学校では中学校生活を意識した支援や指導を実施する。
- ・ 中学校卒業時に進路が決定できるよう、早期からの進路指導を実施する。
- ・ 中学校卒業時に進路が確定しない場合にも社会とのつながりを絶やさないよう、相談できる窓口や社会的自立を支援するための民間施設などの紹介、定期的な状況の見守りを行う。

学校教育力の向上

子どもたちが安全・安心な学校生活を送り、意欲的な学びを継続することができる教育環境をつくるためには、組織的かつ計画的な教育活動に取り組むなど、よりよい学校をめざすカリキュラム・マネジメントを踏まえた学校運営を進めることが重要です。

学校と家庭・地域・関係機関・専門家が連携し、「チーム学校」として組織力を強化することで、学校教育力の向上を図ります。

1 学校・園経営の充実

各学校・園が教育目標達成のために策定した学校・園づくりビジョンの実現に向け、組織マネジメントを充実させるとともに、教職員個人の資質・能力の向上を図る。

また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、子どもの実態や地域の特色を生かした教育の充実を図る。

(1) 「学校・園づくりビジョン」のPDCAサイクルの確立

- ・ 各学校・園では、自校・園を取り巻く環境状況を的確に把握し、教育目標の達成に向けて、校園長が自校・園の成果と課題を踏まえ、独自性のある「学校・園づくりビジョン」を策定する。そして、校園長のリーダーシップのもと、全教職員、子ども、地域住民、保護者がその理念を共有（学校運営協議会等の承認等）し、その実現に向け、中・長期的な視点で具体的・継続的な年間計画を全教職員が作成する。（P）
- ・ 学校・園、家庭・地域が協働した主体性・独自性を生かした経営を実施する。（D）
- ・ 「学校評価ガイド」に示された「四日市市学校評価システム」に基づいて各学校・園が自己評価及び学校・園関係者評価を実施する。（C）
- ・ 評価を踏まえ、学校・園づくりビジョン実現のための具体的な方策を見直し、継続・修正・追加・廃止等改善による取り組みを実施する。（A）

(2) 組織マネジメントの推進

- ・ 校園長のリーダーシップのもと、全教職員が協働しながら個々の得意の分野を生かして、学校・園経営に参画し、組織的に力を発揮する。
- ・ 「チームとしての学校・園」が機能するためには、内部の力だけでなく、保護者や地域住民、様々な専門家等外部の力を積極的に活用し、学校・園全体の組織力や教育力を高める。
- ・ 学校経営・組織マネジメントに関する研修等を充実させて、教職員一人一人のやりがいと主体性を引き出し、学校・園組織マネジメント力を高める。
- ・ 本市独自の連携型一貫教育「学びの一体化」を生かした特色ある取り組みを進める。
- ・ 適切かつ確実な危機管理体制の構築及び危機管理マニュアルの評価・見直しを行う。
- ・ コロナ禍を機に明らかになった課題を踏まえ、新たな学校教育活動等の在り方を視点に、学校運営を行う。
- ・ 人事評価制度を活用し、教職員の能力・意欲及び組織としての向上を図る。

(3) 各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。
 - ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
 - ② 教育内容の質の向上に向けて、子どもの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施状況を評価してその改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
 - ③ 教育活動に必要な人的・物的資源を、地域等の外部資源も含めて活用しながら、教育内容と効果的に組み合わせること。

2 生徒指導の充実

生徒指導は、一人一人の子どもの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。生徒指導が、一人一人の子どもの健全な成長を促し、子ども自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じてその一層の充実を図る。

自己指導能力を育成するために

- ① 場や機会の提供⇒子どもが主体的に取り組める場や機会を工夫する。
- ② 自己決定と参加・役割・責任感⇒自己の存在感が感じられるような活動を通して、自律性や主体性を育む。
- ③ 教員の関わり方⇒子どもが自ら考え主体的に行動することを促すことを通じて指導・援助をする。

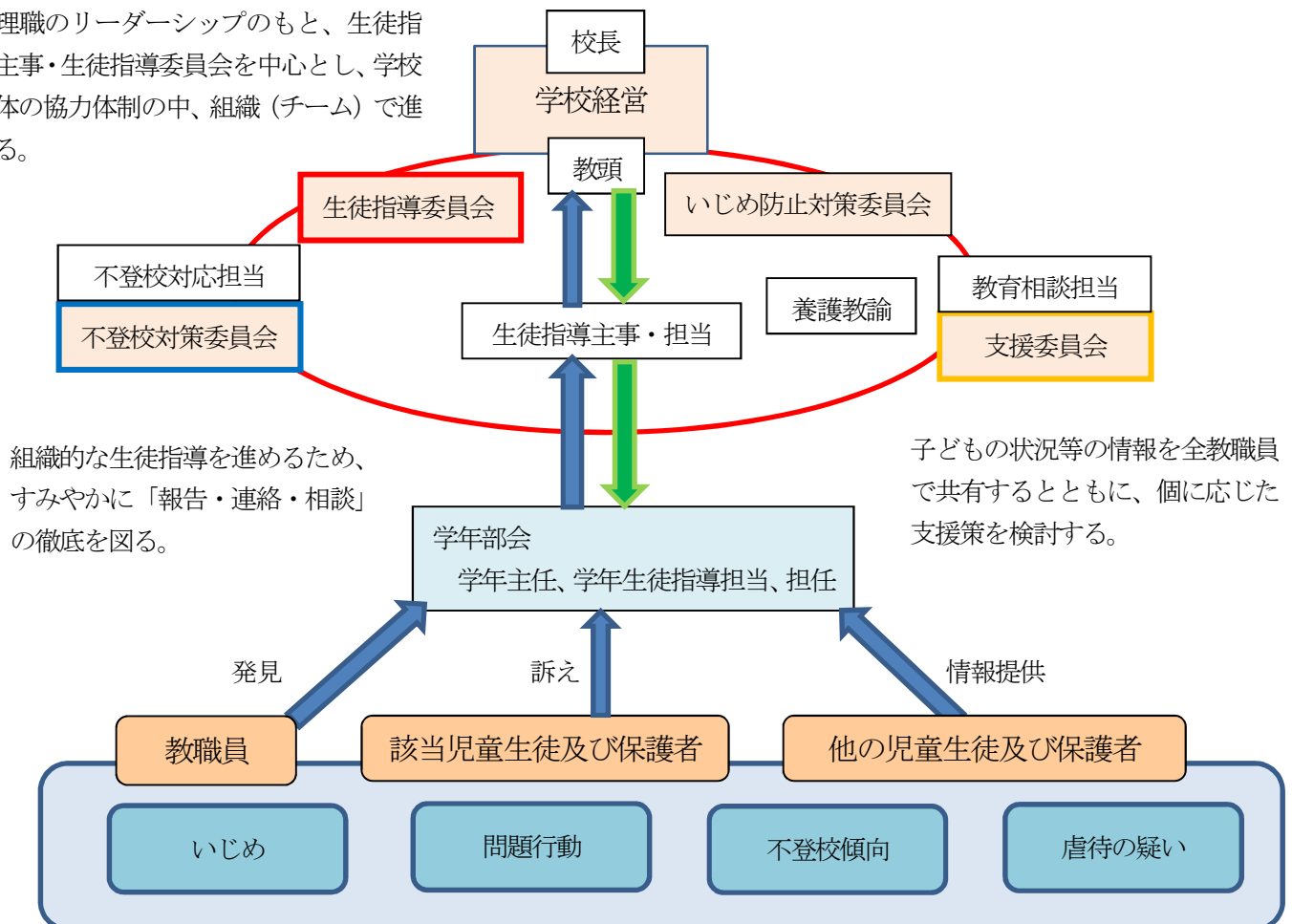
(1) 生徒指導体制及び相談体制の充実

① 生徒指導体制の充実

生徒指導の方針・基準を定め、年間指導計画に盛り込むとともに、教職員間で共有し、一人一人の子どもに対して、一貫性のある指導を組織（チーム）で行うことのできる校内体制をつくる。

- ・ 子どもの実態や地域の実情などを踏まえ、生徒指導上の課題を明確にし、「どのような子どもを育てるのか」について、全ての教職員と共通理解を図る。
- ・ 一貫性のある生徒指導を行うため、「生徒指導基本方針」及び「年間指導計画」の作成にあたっては、その方針・基準について明確化・具体化を図る。

管理職のリーダーシップのもと、生徒指導主事・生徒指導委員会を中心とし、学校全体の協力体制の中、組織（チーム）で進める。



組織的な生徒指導を進めるため、すみやかに「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

子どもの状況等の情報を全教職員で共有するとともに、個に応じた支援策を検討する。

② 教育相談の充実

教育相談は、子ども一人一人の自己実現を目指し、望ましい在り方を助言することである。子どもの様々な悩みに対応し、ストレスをため込まないよう気軽に相談できる体制を学校全体で作っていく必要がある。教育相談担当を中心に、学級担任や生徒指導担当と連携し、スクールカウンセラーを含めた全教職員によって組織的に教育相談活動を行う。

○ 子どもをめぐる状況

- ・ 子どもたちの問題行動、いじめ、不登校は様々な要因が絡み合って発生していることが多くあることを理解し、子どもたちをめぐる状況の把握に努める。
- ・ 発達障害、児童虐待、犯罪被害、外国人等の子どもへの個別の配慮や特別な教育的支援を行う。
- ・ インターネットなどによる有害情報や誹謗中傷などから悩んでいる、事件に巻き込まれているというリスクがあることを想定して指導する。

○ 子どもの視点からの教育相談

- ・ 「規律指導に関する基準」による一貫した指導と教育相談は、相互の関係が深いことから、「指導」と「相談」のバランスをとりながら子ども理解を図る。
- ・ 子どもの様々な悩みに対応し、わずかな変化を見過ごすことなく、教職員が子どもたちの視点に立ち、普段から声かけやアドバイスを行う。
- ・ 定期的に教育相談期間を設定し、教職員が一人一人の子どもと教育相談を行う。(Q-U調査やいじめ調査の結果を活用)

○ 校内体制の充実

- ・ 全ての教職員がカウンセリング能力の向上に努めるとともに、学校教育活動全体を通じて、人間的なふれあいに基づく、きめ細かい観察を行い、いつでも、どこでも教育相談の場面であるという意識を持つ。
- ・ 教育相談担当がコーディネーター役として、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員と連絡・調整を図り、幅広い視野に立ち、教育相談を実施する。
- ・ 希死念慮、自傷行為、いじめ、学校事故等により緊急対応が必要な場合には、対応チームを組織し、ハートサポート等を活用し、支援を行う。

○ 早期からの教育相談

- ・ いじめや不登校の問題において、早期の教育相談を実施することで状況を深刻化することなく、子どもの悩みの早期解決につながる認識を持つ。
- ・ 早期からのきめ細やかな相談は、子どもや保護者との信頼関係を構築する基盤となることを理解し相談にあたる。

教育相談のすすめ方

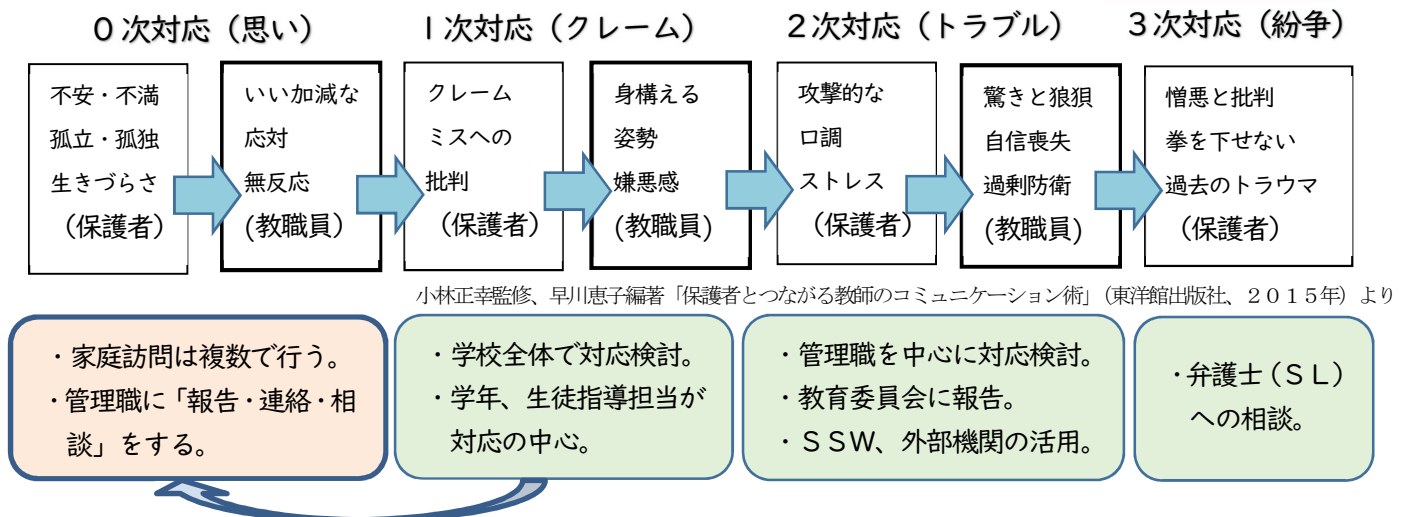
- ・ 子どもが自発的に話す場合にはまずは傾聴する。
- ・ あらかじめ、一人一人の子どもについて、何に焦点を当てるかを定めておく。
- ・ 成長が見られた点、よくがんばっている点など、プラスの情報を把握しておく。
- ・ 自発的な相談が出てこない場合には、教員から具体的な出来事やエピソードに基づいて話題を提供する。
- ・ その子どもなりの問題解決力を引き出すような言葉がけをする。
- ・ 子どもにとって相談しやすい環境を整える。(別室の用意、家庭訪問、オンライン等)

スクールカウンセラーとの連携

- ・ 専門的で計画的なカウンセリングの実施
- ・ 支援委員会、不登校対策委員会において情報共有
- ・ スクールソーシャルワーカーや医療機関及び関係機関等へのつなぎ
- ・ ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- ・ カウンセリングや医療機関等における情報を基にしたコンサルテーション
- ・ 希死念慮・自傷行為・事件事故等の緊急対応における児童生徒の心のケア
- ・ 子どもへの講話

(2) チームで取り組む「0次対応」

「0次対応」とは、トラブル発生前の受け止め、接触のことである。問題が発生する前に、保護者との関係性を高める努力が必要であり、他人の思いを聴く姿勢「受容（傾聴・共感）」、接触がとて大切になる。保護者から学校に連絡が入った時点で、保護者は不安や不満を持っていることが多い。この段階で相手の立場を推し量り、思いを聴く姿勢が必要となる。トラブルに発展した場合においても、0次対応に戻って考えることで、トラブルの構造がよく見えてくる場合もある。



① 子どもへの具体的な対応

○ リスクを想定した指導

- ・ 学校教育活動における、事故防止・トラブル防止の観点からリスクを想定し、指導内容を構築する。
- ・ 休み時間、清掃活動など校内の広域で子どもが活動する場合は、教職員もその場に行き、子どもの様子を見守り、指導を行い、いじめや事故の防止に努める。

○ 校内における指導の統一化

- ・ 小学校、低・中・高学年、中学校は学校全体において、始業・終業の挨拶の仕方、授業中の発表の仕方など、統一化を図り、クラス間、教科間で指導の差異がないようにする。

○ 子どもの心に届く指導

- ・ 子どもに対して、配慮に欠けた言葉や心理的に追い込むような言動がないよう、教職員同士で指導の内容について相互に確認し合う体制を作る。
- ・ 問題行動があった際、指導したことが子どもにどのように伝わったかということに重きを置き、指導にあたる。

○ 複数の教員で対応

- ・ 子ども同士のトラブルがあった際、事実確認等は、同時間に別室で複数の教員で指導にあたる。
- ・ 管理職への報告と共に、生徒指導担当を中心に指導の方針を立てると同時に、心のケアが必要な子どもに対して教育相談担当と連携し対応にあたる。

② 保護者への具体的な対応

○ 子どもの様子の見える化

- ・ 学校通信、学年通信、ホームページ等を活用し、普段の学校の様子を保護者に向けて発信する。
- ・ 学校からの情報はすべての保護者に伝わるように配慮、工夫をする。

○ 保護者の思いを受け止める

- ・ 保護者の学校への要望を日常的に把握するように努める。
- ・ 何らかのトラブルへの対処や学校への要望に対し、一旦は全て聞き、思いを受け止める姿勢を持つ。

○ 保護者に伝える情報の整理、対応の方針について

- ・ 保護者からの要望、相談があった際には、対応した教職員の個人の判断で返答せず、管理職に報告するとともに、関係教職員と協議し、今後の対応を明確にする。

- 家庭訪問を大切にする
 - ・ 保護者の要望には、お便り帳や電話で返答するのではなく、できる限り家庭訪問を実施し、顔を見て伝える。(できる限り複数の教職員で家庭訪問を実施する。)
- 報告は迅速に行う
 - ・ 子どもの問題行動等の指導を行った際には、保護者への報告を早急に行い、保護者と共通理解を図る。

(3) いじめ・問題行動等の対応と関係機関との連携

◎問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応

① 未然防止

- 「学校づくりビジョン」のもと、「笑顔あふれる安全で安心な学校環境づくり」に努め、子どもに対する「安全配慮義務」を果たすとともに、学習や生活の基盤として、日ごろから学級経営の充実を図る。
- 「生徒指導基本方針」「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、組織的・計画的に問題行動やいじめ等の未然防止に努める。
- 特に、いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識に立ち、「いじめは絶対に許されない」という意識を一人一人の子どもに徹底させるとともに、いじめ防止の啓発にも努める。
 - ・ 集会や標語の作成、いじめ防止啓発のぼり旗の活用などを通して、いじめ防止の啓発を図る。
 - ・ インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による子どもの意識の向上及び保護者への啓発に努める。

② 早期発見

- 日常の観察や出欠席状況の把握
 - ・ 子どもの様子や生活ノート、班ノート、作文等を通して、「心のサイン」の把握に努める。
 - ・ 毎日の出欠席状況や健康観察に関する情報を職員間で共有する。
- 各調査の活用
 - ・ 各校で学期に1回、「いじめ調査」と教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
 - ・ 「Q-U調査」を分析し、子どもや学級の状態を把握する。

③ 早期対応

- 毅然とした対応、誠意ある対応
 - ・ 学校の秩序を乱すような行為、暴力行為や万引き等の触法行為には、「四日市市立学校における生徒指導の対応Q&A」等を参照し、毅然とした対応をとる。
 - ・ 保護者からの苦情等に対しては、「信頼ある学校を創る～学校に対する苦情への対応」等を参照し、誠意ある対応に努める。
- 組織的な対応
 - ・ いじめの発見、通報を受けた場合には、「四日市いじめ防止基本方針」のもと、一部の教員で抱え込まず、「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、速やかに対応する。その際、被害にあった子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対しては、その子どもの人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - ・ いじめの被害にあった子どもに対しては事情や心情を聴取し、その子どもの状態に合わせた継続的なケアを丁寧に行う。また、加害の子どもに対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、その子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援、**ケア**を行う。
 - ・ いじめ重大事態が発生した場合は、教育委員会の指導・助言により、専門家も入れながら調査等に取り組んでいく。
 - ・ 問題行動の発生状況とその対応状況、虐待の疑いのある子どもの状況等については、情報を教職員間で共有するとともに、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とチームを組んで、個に応じた対応や支援策を検討し、協働した取組を行う。

(4) 「チーム学校」で関係機関と連携した生徒指導

子どもの問題行動、不登校、虐待等の背景には、子どもの心の問題とともに、家庭環境等子どもの置かれている環境の問題があり、複雑に絡み合っている。より効果的に対応していくためには、教職員と心理や福祉の専門家が連携・協働し、家庭に働きかけていく必要がある。

また、いじめなど、子どもの生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事態においては法律の専門家との連携も必要となってくる。

様々な関係機関と連携し、情報共有を行いながら、生徒指導を行っていかなければならない。それぞれの立場や役割を認識しつつ、学校が中心となって、「チーム」で課題の解決にあたる。

① 学校における協働

「チームとしての学校」を支える環境を創り出していく。子どもの状況を多職種の協働により、総合的に把握して指導を行うことが重要である。問題行動等の解決のためには、子どもの生活全般に関する情報、家庭環境、生育や発達、心理・医療等様々な側面から総合的に検討するために多くの情報が必要となる。そして、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携など、専門的見地から分析することにより、問題解決に向けた糸口の発見につながる場合も多い。そこで、これらの情報を円滑に共有し、合理的かつ効率的に対応ができるようにするために、ケース会議を適宜開催し、チームで課題の解決にあたる。

② スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用

SSWは、教育分野に関する知識に加え、社会福祉分野の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、支援する役割を担っている。子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて、学校・地域等の関係機関をつなぎ、情報を集め問題の解決に向けて活用することが大切である。

③ スクールカウンセラー（SC）の活用

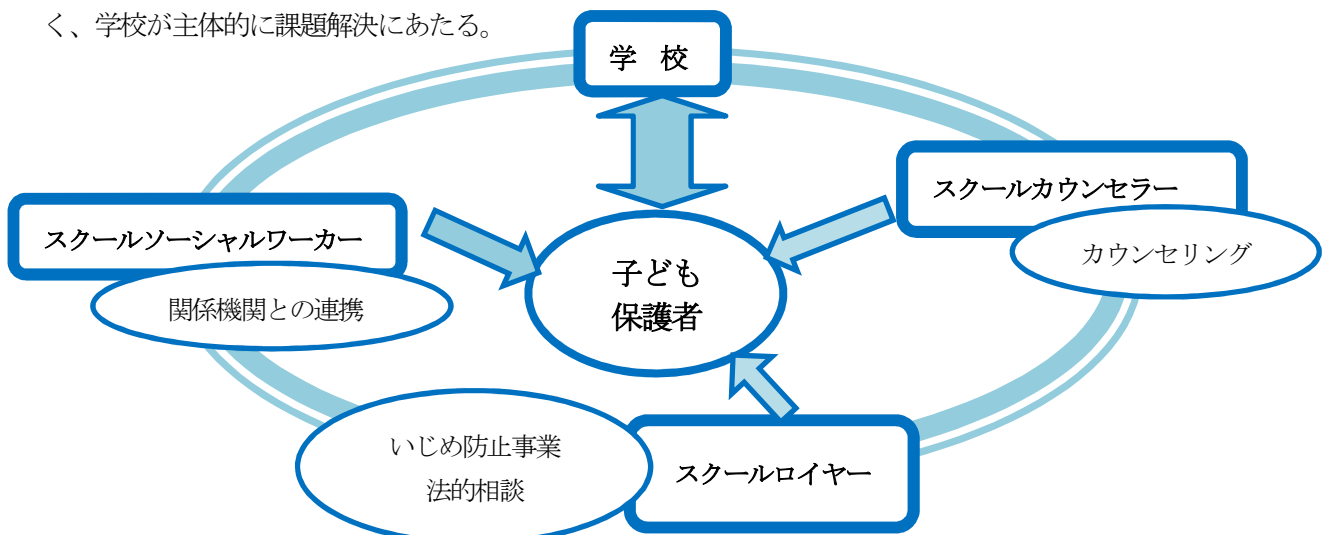
SCは、臨床心理分野として専門的な知識、技術を活用し、カウンセリングを通し、子どもの心理面での支援を行う。効果的なカウンセリングにつなげるために、カウンセラーによる校内の様子を観察等から得た情報を支援委員会等で共有し、教育相談担当が窓口となり子どもへのカウンセリングにつなぐ。また、支援対象となる子ども、保護者の問題や対応についてカウンセラーとのコンサルテーションを行い、支援方針を明確にする。

④ スクールロイヤー（SL）の活用

SLは、いじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決を法的な観点から支援を行う。法律の専門家によるいじめ予防授業や生徒指導に関する法的相談を活用し、未然防止・早期発見・早期対応を行う。

⑤ 関係機関との連携支援で終わらない

ケースによっては、医療機関の受診、福祉機関による生活支援、法的側面からの対応などがある。課題の解決には関係機関との連携が必要であるが、課題解決の主軸は学校であり、連携することが最終目標ではなく、学校が主体的に課題解決にあたる。



3 学びの一体化の推進

学習指導要領や新教育プログラムを踏まえ、中学校区の幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校が連携を密にし、一貫性、連続性のある指導を行う。指導方法や指導体制を共有することにより、なめらかな接続を図り、子どもの「確かな学力」と「健やかな成長」の伸長を目指す。

(1) 学校段階等間の接続を図る教育課程の編成

- ・ 中学校区で育成を目指す資質・能力やそれに基づく教育課程の編成方針を共有し、校区の子どもたちの実態に応じた特色ある取組を進める。
- ・ 小学校入学当初においては、生活科を中心に合科的・関連的な指導を行ったり、児童の生活の流れを大切にして弾力的に時間割を工夫したりして、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるよう、教育課程編成上の工夫（スタートカリキュラム）を行う。中学校においても小学校教育までの学習の成果が円滑に接続できるよう教育課程を編成する。
- ・ 高等学校教育を終える段階で身に付けておくべき力を踏まえ、就学前から義務教育終了までを見通した教育課程を編成する。

(2) 授業改善と生徒指導体制の充実

① 指導方法や子どもの実態等の共有

- ・ 幼こ保小中がそれぞれ、問題解決能力の向上を図る（四日市モデル）公開保育や公開授業を行う。その中で、保育環境づくりや授業づくり、校区の子どもたちにつけたい力等を共通理解し、系統性を持たせた保育・指導を目指す。
- ・ 全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力・運動習慣調査、Q-U調査の結果・分析等を中学校区で共有し、子どもの強み・弱みを把握し、改善・向上に向けた取組を行う。
- ・ 不登校連携シートや相談支援ファイル等の引き継ぎを含めた連携体制を確実なものとし、小中学校への入学時において、新しい環境や学習や生活に不応適を起こさないよう指導体制を共有する。

② 小中学校教員の相互乗り入れによる交流指導

- ・ 子どもの強み・弱みを把握したうえで、効果的な乗り入れ授業等を行う。異校種の教育活動への理解を深め、互いの指導のよさを学び合うことで指導方法の改善を行う。
- ・ 中学校教員は小学校における学習内容とその理解度、定着度を把握した上で各教科の指導を行い、学力観・授業観・生徒指導観を一貫したものとする。

③ 小学校高学年における一部教科担任制の実施

- ・ 各中学校区・学校の実情に応じて、教員の専門性を発揮したり、中学校区の乗り入れ授業との連携を意識したりするなど、中学校の学びにつながる系統的な指導の充実を図る。
- ・ 専任された教員がより深い教材研究に基づく専門的な指導を行い、高学年部の教員が連携・協力し、学年団として指導する体制づくりを進める。

(3) 新教育プログラムと関連付けた確かな資質・能力の育成

- ・ 中学校区の子どもたちの実態や課題に応じて、就学前から中学校までの発達段階に合わせた活動を設定し、系統的に資質・能力を育む。
- ・ キャリア教育の視点を意識し、園児・児童・生徒の交流を行い、上級学年へのあこがれや自己肯定感・自己有用感等を高め、幅広い人間関係の構築を目指す。

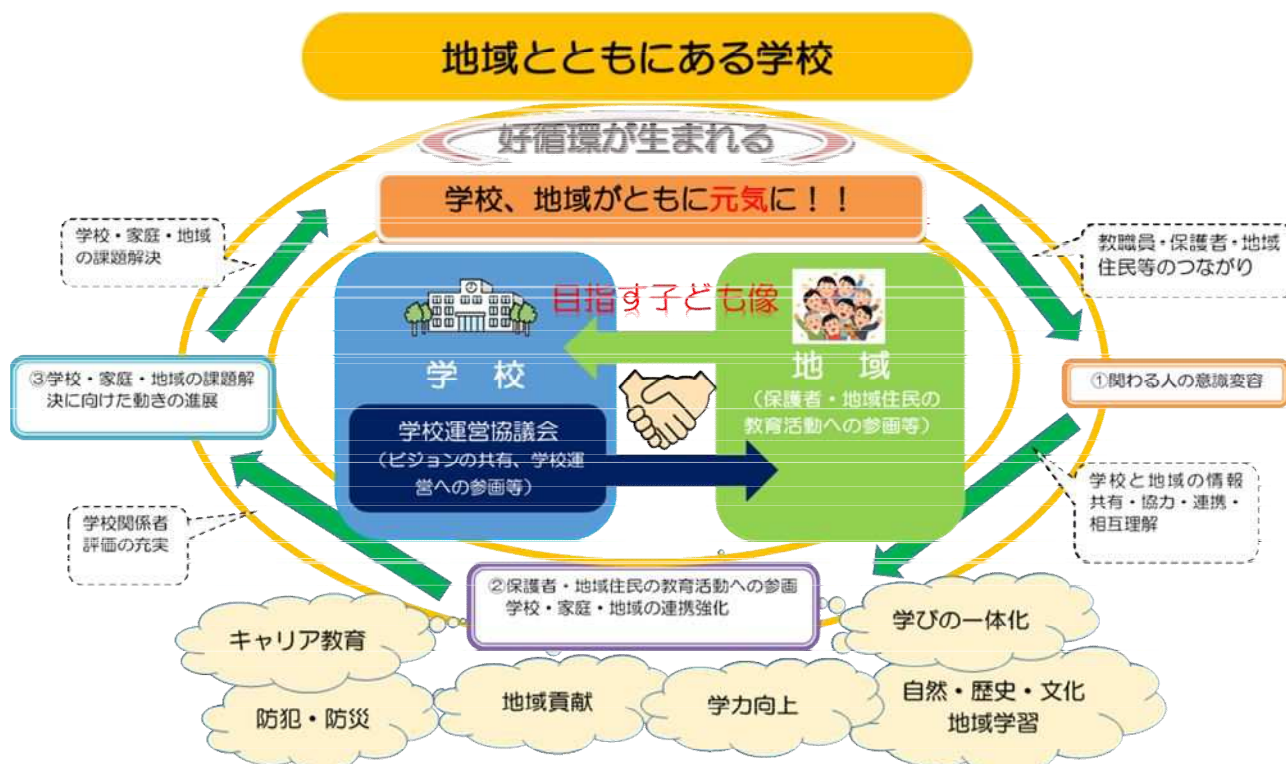
（人権フォーラム・給食体験・合同音楽会・ビブリオバトル・スピーチコンテストなど校区独自の取組）

4 地域と協働した学校づくり

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える問題は複雑化・多様化している。それら課題の解決や、未来を担う子どもの豊かな成長のためには、学校と地域が連携・協働し地域社会総掛かりでの教育が不可欠である。「四日市版コミュニティスクール」は、保護者及び地域住民等が一定の責任をもって学校運営及び教育活動への参画を行うシステムである。「学校・園づくりビジョン」の「めざす学校の姿・子どもの姿を保護者及び地域住民等と共有し、協働しながら、その実現に向け、学校教育活動の充実を図る「地域とともにある学校づくり」を進める。

(1) 四日市版コミュニティスクールの意義・役割について

- ・ 学校運営協議会は、校長が作成する「学校づくりビジョン」を承認し、育てたい子ども像や目指す学校像等に関する学校運営方針を共有する。このことを通じて、学校は、説明責任を果たせるよう取組を進める。
- ・ 学校運営協議会が中心となり、子どもや学校が抱えている課題の解決に向けて、保護者及び地域住民等が当事者として教育活動に参画し、学校と地域が目標やビジョンを共有することによって、学校運営や学校教育活動の充実に向け協働したりする仕組みを構築する。
- ・ 学校運営の改善と発展を目指すため、学校自己評価の結果を共有するとともに、学校運営協議会による学校関係者評価により学校の教育活動の成果を検証し、絶えず改善につなげられるよう学校と地域が協働したPDCAサイクルを確立する。
- ・ 学校は、「学校づくりビジョン」を広く公表し、保護者及び地域住民等の声を聴く機会を設け、双方向のコミュニケーションを積極的に図る。
- ・ 学校公開日、自由参観、懇談会、説明会などの機会を設定したり、学校だより、学校ホームページ等で、積極的に情報発信を行ったりすることを通して、保護者及び地域住民等への理解を図り、学校と地域間に相互の信頼関係を構築する。
- ・ 学校と地域が、各中学校区や地域の実情に応じて、目指すべき子どもの姿を共に考える機会として、中学校区単位で学校運営協議会を開催するなど、学校と地域が一体となり地域で子どもを育てていく。



(2) 地域人材を活用した四日市版コミュニティスクールの活動の充実

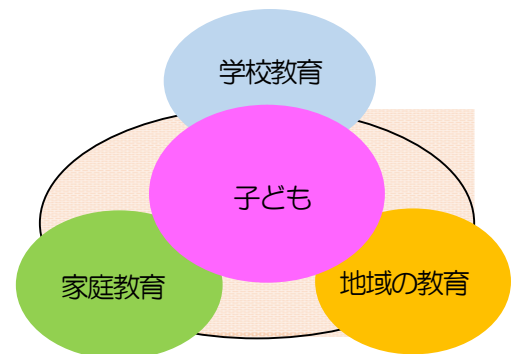
- ・ 学校運営協議会は、人的（地域のゲストティーチャーの活用）、物的（地域の教育資源や学習環境）支援などが、組織的・継続的に行われるよう組織体制の整備を図る。
- ・ 中学校区の園・小中学校・高等学校が地域と連携し、地域における世代を超えた交流の機会を設け、各校・園の教育活動を充実させる。
- ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、四日市版コミュニティスクールの制度を活用し、学校教育活動を充実させる。

- 専門的な知識・技能・経験等をもつ地域人材の活用
(文化芸術・スポーツ・健康・キャリア・環境・人権・福祉・多文化共生・男女共同参画等)
- 学習支援や読書環境の充実、ICT活用支援のための学校支援ボランティアの活用
- 放課後や休日における学ぶ機会を保障するため、学習支援ボランティア等の活用
- 身近な自然や地域の歴史・文化・地場産業などを教材とした授業づくり
- 道徳や総合的な学習の時間等への保護者及び地域住民等の参加型学習の充実
- 交通安全教室、防災・防犯教室（訓練）等を保護者及び地域住民等と協働する機会の設定
- 保護者及び地域住民と四日市版コミュニティスクール運営協議会が連携した登下校における子どもの見守り活動
- 地域行事への子どもの積極的な参加や、地域と学校の共催行事の設定

(3) 学校と家庭、地域の教育力の向上

① 地域と共に進める子育ての充実

- ・ 保護者や地域住民が子どもの育ちに関心を持ち、学校・園の状況や子どもたちを取り巻く環境について理解を深めるための啓発活動を行う。
- ・ PTA 活動や運営協議会等の場において保護者や地域住民の声を聞き、ゲストティーチャーや学校と地域と協働した活動等で地域住民の力を積極的に教育活動に生かす。



② 家庭教育充実に向けた支援

家庭教育のあり方について、保護者が学ぶことのできる機会を設けたり、家庭教育を支援したりする啓発を行う。

【具体的な取組例】

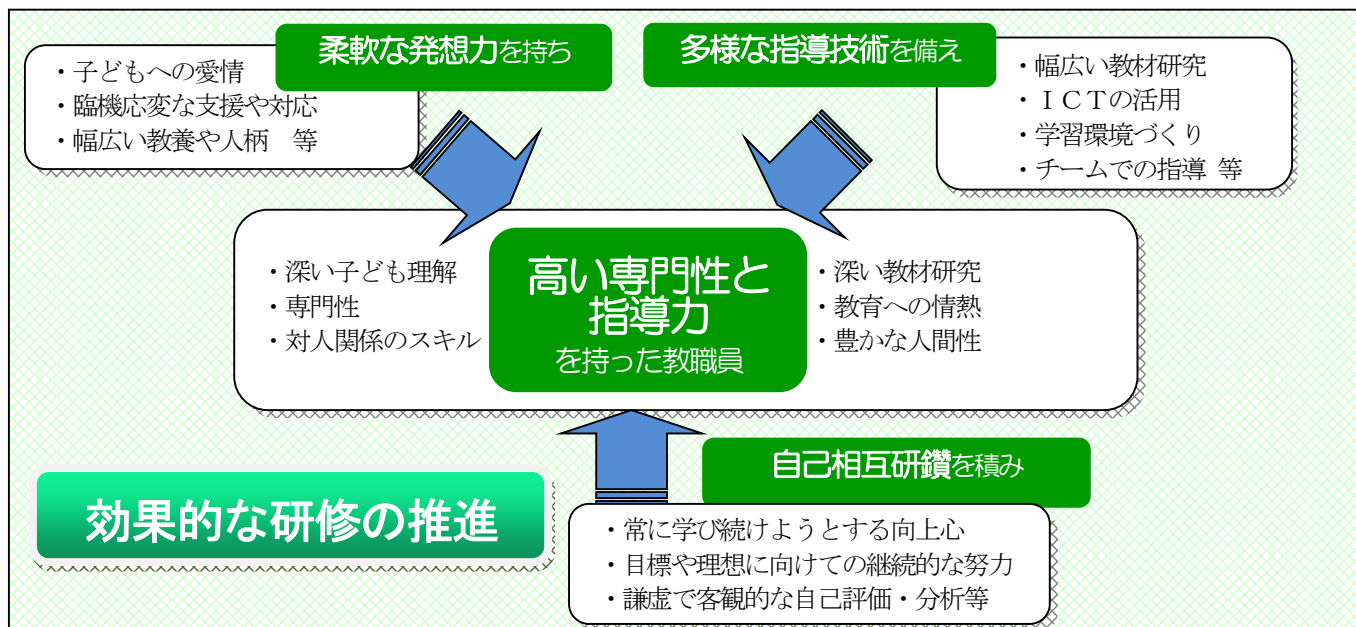
- ・ 「早ね・早おき・朝ごはん」市民運動等、子どもの生活リズム向上のために学校からの通信等を通じて、家庭への啓発を行ったり、PTA 活動の一部に生活リズム向上を意識した活動を取り入れたりする。
- ・ 3歳児～5歳児の生活状況の調査結果を保護者と共有し、日常から各家庭に応じた支援や、各園の課題に即した講演会や研修会の実施等、園と家庭が協力できる取り組みを行う。
- ・ e-ネット出前講座や市から配付されたリーフレット等を活用しスマートフォン・パソコン・タブレット等のメディアとの付き合い方を子どもや保護者に共に考えてもらう。
- ・ キャリア教育講座や万引き防止教室等に保護者にも積極的に参加してもらう。
- ・ PTA と連携し、家庭教育講座の実施を通じて、子どもと保護者、教職員が共に学ぶ機会をつくる。
- ・ 子ども見守り隊等、地域の育成団体と連携した見守り活動を進める。

V 学校教育力の向上

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標5-⑥〉

5 教職員の資質・能力の向上

柔軟な発想力を持ち、多様な指導技術を備え、自己相互研鑽を積み、高い専門性と指導力を持った教職員を目指す。
(四日市市教職員用『教師力向上のために』より)



(1) 自己相互研鑽の推進

① PDCAサイクルによる研修計画の立案と実践

- 【P】各ライフステージの資質・能力等を鑑み、自己分析した上で、管理職等との対話を通して自身の「強み・弱み」に気付き今年度の課題を明確にし、個人の年間目標・研修計画を立てる。
- 【D】計画的に研修に取り組む。
- 【C】研修や実践を定期的に振り返り、研修の改善や実践に生かす。
- 【A】年度末には、自己評価し、管理職等との面談を通して、成果と課題について振り返り、次年度の目標の設定に生かす。

【各ライフステージのめあて】

ステージⅠ(1～7年目) (基礎形成期) 教職員としての構えと職務遂行能力の確立

ステージⅡ(8～14年目) (伸長期) より幅広く実践的な指導力の向上

ステージⅢ(15～25年目) (充実期) 基礎的なマネジメント能力・実践的な指導力の確立

ステージⅣ(26年目～) (発展期) 総合的なマネジメント能力の発揮・実践的指導力の伝承

② 実践での活用を意識した研修

- ・ 個人目標を設定し、目的意識を持って各種の研修に積極的に取り組む。
- ・ 研修で学んだことを実践に生かしたり、OJTによって他の教職員にも伝え共有したりする。

○ 校・園内研修、OJTを意識した取り組み

- ・ 校・園内での授業研究会、公開授業
- ・ 外部講師などを招聘した研修会
- ・ 個人目標を意識した授業・教育実践の工夫
- ・ OJTを意識した日々の実践

○ 外部の研修への積極的な参加

- ・ 四日市市教育委員会教職員研修講座、県教育委員会(三重県総合教育センター)主催研修会
- ・ 三河教育研究協議会の研究会
- ・ 先進校・園への視察研修
- ・ 中学校区内や近隣校・園の授業研究会
- ・ 地域ならではの教育資源を生かした研修

③ オンラインによる研修の活用

- ・ 多様化したニーズに対応した、リアルタイムによるオンライン研修や動画のストリーミング配信による研修を有効に活用する。

④ 四日市ならではの地域資源を生かした教育に関する研修への参加

- ・ 地域資源を生かした教育を推進するため、次の研修に積極的に参加する。

- 歴史・文化・自然を活用した教育の推進のための研修
- 高度なものづくり産業と連携した教育の推進のための研修
- 身近な素材から出発し社会参加につながる環境教育のための研修

(2) 学校・園内研修の改善・充実

学校・園内研修を学校経営の重要な核として位置づけ、自校・園や中学校区内の課題の解決を目指すとともに、教職員の資質・能力の向上を図る。

① PDCAサイクルによる効果的な校・園内研修の推進

- ・ 学校・園づくりビジョンの達成のために、全教職員が子どもの実態を具体的に分析し、研究主題を設定し、共通理解を図る。
- ・ 「何を、いつまでに、どのような姿にするのか」等、目指す子どもの姿や、達成目標を学校・園として具体的に描き、効果的・効率的な指導計画を立て取り組む。
- ・ 目標達成のための具体的な方策・手立てを策定するとともに、子どもの変容や具体的資料(全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの結果等)をもとに、設定した目標に対する評価を行い、定期的に振り返り、その都度修正しながら取り組む。

② 組織的・計画的な研修体制の構築

- ・ 教職員の意見が反映され、互いが学び合い、相互に啓発し合えるなど協働意識を高める組織・体制づくりをする。
- ・ OJTによる相互参観や公開週間等、互いに学び合う場づくりにより、平素の授業等の質を高めるとともに 教員全員による授業等の公開(全体研修、学年研修、教科研修など)を積極的に行う。

③ 研修委員会等のリーダーシップの発揮

- ・ 管理職や研修委員長等がリーダーシップ及びマネジメント力を発揮し、校・園内研修の方向性を明確にし、活性化を図る。
- ・ 1回毎の研修会のねらいを明確にし、その成果を次回に生かせるよう、連続性や系統性を持たせ、研修テーマが深められるよう計画する。

(例) タブレット端末で授業を記録した写真や動画を活用し、子どもの事実をもとに討論する。

思考ツール※1等を活用し、互いの気づきや疑問を可視化し主体的に対話する。等

- ・ ICTを活用した問題解決能力向上のための授業づくりにおける5つのプロセス(「四日市モデル」P2・3参照)に基づいた授業づくり及び授業研究を行う。

【授業研究会の例】

- ① グループ別分散会(経験別・教科別等)
- ② 課題別検討会(発問・板書・子ども理解等)
- ③ パネルディスカッション形式・シンポジウム形式
- ④ 模擬授業形式での研究



※1 思考ツールとは、情報を可視化し、考えるプロセスを明確化して考えをつくり出すための道具。タブレットを活用することで操作や共有がしやすくなり「主体的」「対話的」に関わる状況を生み出すことができる。

学習や生活の基盤となる言語能力

社会人になっても通用する問題解決能力

情報社会に主体的に参画する情報活用能力

1 読む・話す・伝える
プログラム

2 論理的な思考で道筋
くっきりプログラム

3 英語でコミュニケーションIN
四日市プログラム

4 運動大好き！走・跳・投UP
プログラム

5 夢と志！よっかいち・輝く
自分づくりプログラム

6 四日市ならではの地域資源活用
プログラム

中学校

小学校

就学前

スピーチコンテスト
(THE BENRON)

文章を評価しながら読むことで
読解力・表現力を育成

発達段階に
合わせた
スピーチ活動

目的に応じて考えながら読む
ことで
読解力・表現力を育成

目的を意識して読むことで
読解力・表現力を育成

自ら本を読んだり、人の話や
読み聞かせなどを聞いた
りすることで読解力・表現
力を育む

遊びや生活の中で、会話を
楽しみ、絵本の読み聞かせ
を見たり聞いたりすること
で、豊かな感性や表現する
力を養う

読解力を育む「20の観点」等
を活用したり、表現の場を
設定したりすることで、「文
章を正確に理解し、適切に
表現する力」を育成

プログラ
ミング的
思考力の
育成

思考スキル
(思考ツール・表現モデル
小学校におけるプログラミング教育

数量感覚
時間感覚
順序感覚
を育む

教科横断的な「思考ツール」の
活用やプログラミング体験を通
し、筋道立てて説明できる論
理的思考力の育成

統合的・発展
的に思考・判
断したり、論
理的に考え
、事象を簡
潔・明瞭・的
確に筋道立
てて説明し
たりする力
の育成

統合的・発展
的に思考し
たり、論理
的に筋道立
てて説明し
たりする力
の育成

論理的に考
えたり、筋
道立てて説
明したりす
る基礎力の
育成

算数で学ぶこ
とのよさや
楽しさを実
感

順序を意識
して話したり
聞いたりす
る力を育む

身近な事象
に興味を持
ってかわり
、考えたり
試したりす
る力を養う

英語で地
域発信

SMALL
TALK

英語であ
いさつ

英語スピー
チ・英作文
コンテスト

「聞くこと」「話すこと」
「読むこと」「書くこと」
を通した
コミュニケーション力
の育成

「聞くこと」「話すこと」
「読むこと」「書くこと」
を通した
コミュニケーションの
基礎を養成

「聞くこと」「話すこと」を
中心とした
コミュニケーションの素
地を養う

五感を通した国際理解



五感を通して国際理解の
芽生えを養う

就学前から英語に出会い、4
技能を統合した言語活動によ
り、発達段階に応じた英語
コミュニケーション能力を
育成

5分間運
動(中学校
版)

運動やスポーツとの
多様ななか
わりの中で
生涯にわた
って豊かな
スポーツライフ
を実現する
基礎を養成

5分間運
動(小学校
版)

運動の楽しさ
や喜びを味
わうための
各種の運動
の基礎を
養成

運動能力
テストに
基づく活動

体を動かす
楽しさや心
地よさを実
感できる遊
びを通して
多様な動き
の経験・獲得

体育授業、運動遊び等で十分
な運動量を確保し、体力・運
動能力を向上させる。運動機
会の拡充により、生涯にわた
り運動に親しむ能力を育成

「プレ社会人
セミナー」

現実的な
探索と暫
定的な選
択をする
力の育成

キャリアパス
ポート・カ
リアアカウ
ンセリング

進路の選
択・決定
にかかる
基礎を形
成

人間形成の
基盤づくり

夢や志の実現に向けて「学び
続ける」ため、主体的な学習
意欲と自立に向け自らキャ
リアを形成していくことの
能力を育成

よりよく
生きるた
めの基盤
となる道
徳性の育
成

子ども人
権フォー
ラム

メディア・
リテラシー
の養成

人権を尊
重する行
動力の育
成

地域の歴史・文化・自然等
について
主体的に
学び、考
えたこと
を発信

自然教室
そらんぼ
見学

地元企業
やJAXAと
の連携

久留信官
衙道跡の
活用

自然教室
そらんぼ
見学

地域の
歴史・文
化・自然
等の知識
・技能を
習得

のびゆく
四日市

地域の人・文化や自然との
ふれあいから地域への親
しみを体験

地域の特徴を
いかし、連
携した取組
(地域清掃
、地域探検
、野菜・米
づくり、祭
り参加など)

産業・環境・文化が調和する
四日市の資源をいかし、地
域に愛着を
持ち、持続
可能な社会
を創ろうと
する子ども
を育成

新教育プログラムとの関連

《柱1》 P10～12. P28

《柱2》 P9. P13～15

《柱3》 P16～17

《柱4》 P29～30

《柱5》 P22～27. P34～36

《柱6》 P37～38

※ 就学前・小学校・中学校の各段階において、一貫性・連続性を意識した学びの一体化を実現

